

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

令和8年3月
泉佐野市

目 次

第 1 部 総論

第 1 章 計画の目的	1
1. 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け	1
2. 計画の期間	2
3. 計画の性格と役割	2
第 2 章 地域の概況	3
1. 自然環境	3
(1) 位置	3
(2) 気候	4
2. 社会環境	5
(1) 人口及び世帯数	5
(2) 産業	7
3. 都市基盤整備	8
(1) 交通状況	8
(2) 用途地域の状況	9
(3) 将来計画	10

第 2 部 ごみ処理基本計画

第 1 章 ごみ処理の状況	11
1. ごみ処理体系の概要	11
(1) ごみ処理の経緯	11
(2) ごみ処理の流れ	11
(3) ごみの分別区分	12
2. ごみの排出量	13
(1) ごみ排出量の推移	13
(2) 一人一日あたりのごみ排出量	14
3. ごみの減量化・資源化の実績	15
(1) ごみの資源化量の実績	15
(2) ごみの減量化・資源化の施策	16
4. ごみ処理の状況	18
(1) 収集・運搬	18
(2) 中間処理	21

(3) 最終処分	22
(4) ごみの性状	23
(5) 処理・処分の実績	24
5. ごみ処理に関する組織体制および処理経費	26
(1) ごみ処理の組織体制	26
(2) ごみ処理経費	26
6. 大阪府内自治体との比較	27
(1) ごみ一人一日平均排出量(原単位)	27
(2) リサイクル率	27
7. ごみ処理の評価	27
8. 周辺自治体の動向	30
9. 関係法令の動向	32
(1) 循環型社会形成推進基本計画	32
(2) 廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針	31
(3) 廃棄物処理施設整備計画	33
(4) 大阪府ごみ処理広域化計画	32
(5) 大阪府循環型社会推進計画	33
10. ごみ処理に関する課題	35
(1) ごみの排出・リサイクルに関する事項	35
(2) 中間処理に関する事項	35
(3) 最終処分に関する事項	35
第2章 ごみ処理基本計画	36
1. ごみ処理の基本方針	36
2. 人口及びごみ排出量の予測	37
(2) 人口の予測	38
(3) ごみ排出量及び処理量の見込み(単純推計)	39
3. 計画の目標	40
(1) 目標値の設定	40
(2) ごみ排出量の見込み(目標値)	41
4. 施策の体系	43
5. 主要施策と住民・事業者の取り組み	44
(1) ごみの排出抑制と資源化	44
(2) 収集運搬計画	47
(3) 中間処理計画	48
(4) 最終処分計画	50
(5) その他の計画	51

第 I 部 総論

1. 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)第6条第1項において、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めるものとされており、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。

本市の一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)は、以上に示した法規に基づき、泉佐野市田尻町清掃施設組合(以下「施設組合」という。)及び本市とともに施設組合を構成する田尻町の計画と整合を図りつつ、本市のごみ処理について、その基本方針を定めたものであり、その位置付けは図1に示すとおりである。

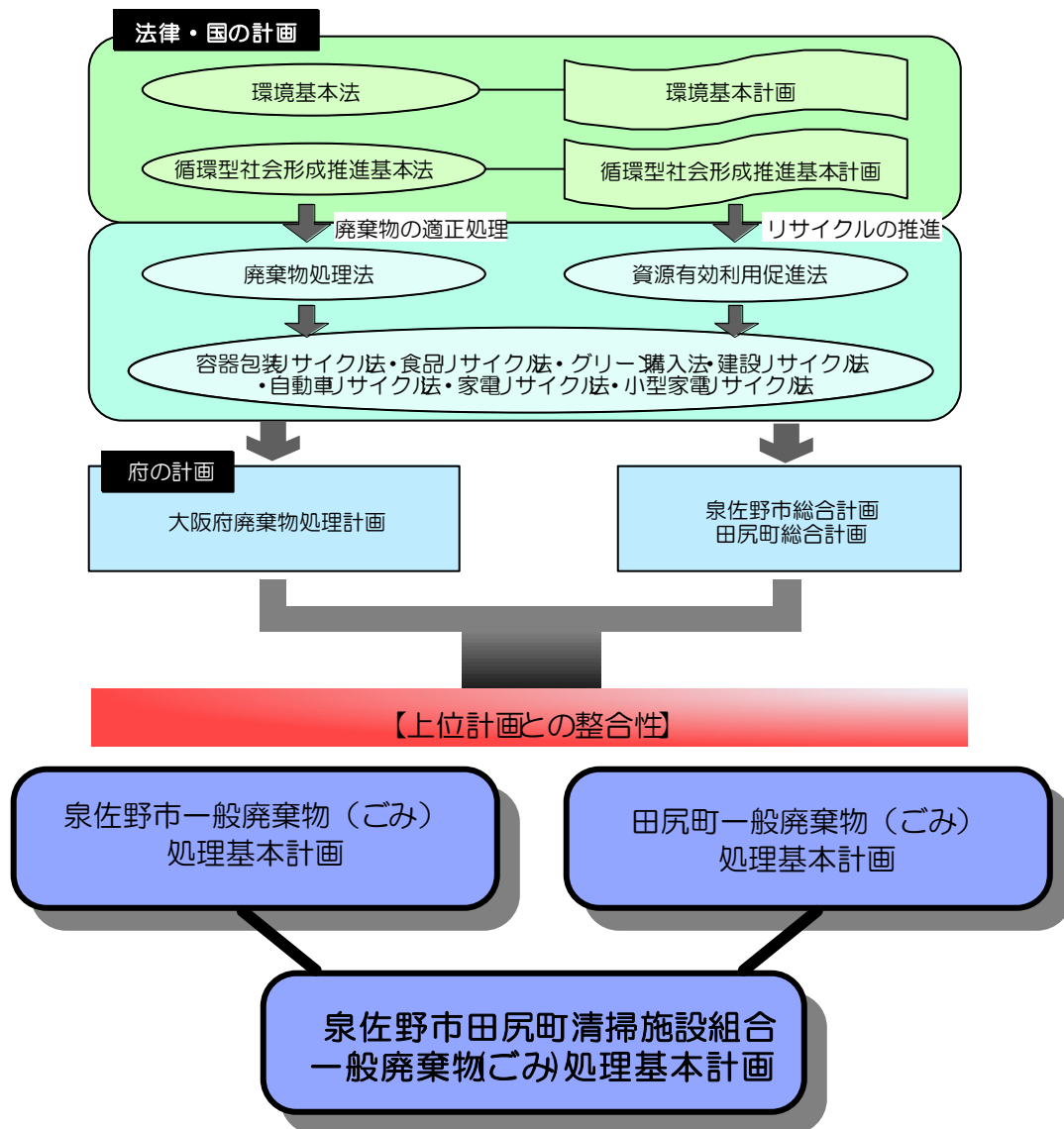


図1 本計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」に定める一般廃棄物処理計画記載事項のうち、「処理施設の整備に関する事項」を修正する必要があるため、平成29年度に策定した前計画(計画目標年次平成41年度)の見直しを行ったものである。併せて、直近までの実績を反映し、ごみ排出量の予測等について修正を行った。

2. 計画の期間

新ごみ処理施設について、前計画時点では令和14年度供用開始としていたところ、本計画では令和15年度開始に修正した。そのため、本計画では、計画期間を図2に示すとおり初年度を令和7年度とし、令和15年度までの9年間のごみ処理に関する基本方針を示すものとする。

なお、本計画は概ね5年後に改訂を行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合にも改定を行うものである。

計画対象地域 ：泉佐野市及び田尻町全域
計画期間 ：令和7年度～令和15年度（9年間）
計画目標年 ：令和15年度

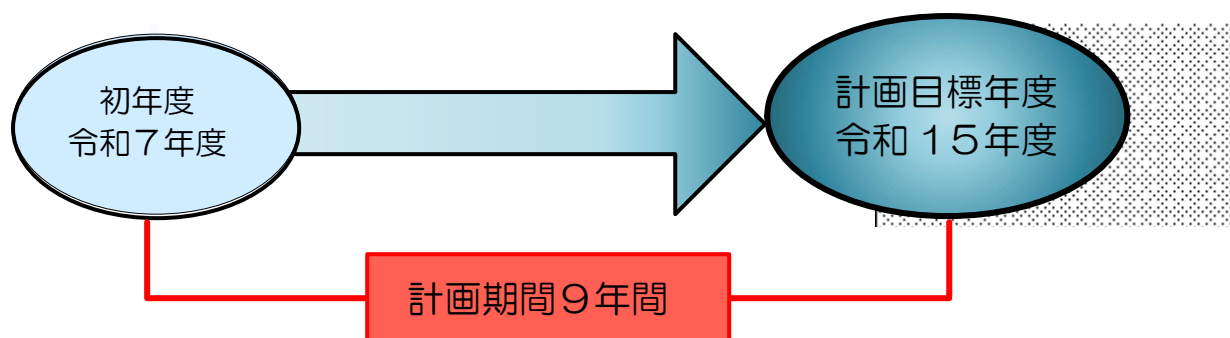


図2 計画の期間

3. 計画の性格と役割

本計画は、一般廃棄物の適正処理を進めるために実施すべき施策・事業の長期的・総合的な基本方針を示し、また、今後の一般廃棄物処理行政を執行するためのガイドラインを設定したものである。

本計画をよりどころとしつつ、住民・事業者・行政が一体となって具体的行動計画を検討・策定し、実効性がある一般廃棄物処理に関する施策を推進するとともに、必要な施設整備の事業推進を図るものとする。

1. 自然環境

(1) 位置

本市は図3に示すとおり、大阪府南西部、和泉山脈北部に位置し、北東は貝塚市・熊取町、南西は田尻町・泉南市、南東は和歌山県に接し、北西は大阪湾に面している。

面積は本市が56.51km²、田尻町が5.62km²、施設組合を構成する本市及び田尻町全体（以下「本圏域」という。）では62.13km²である。

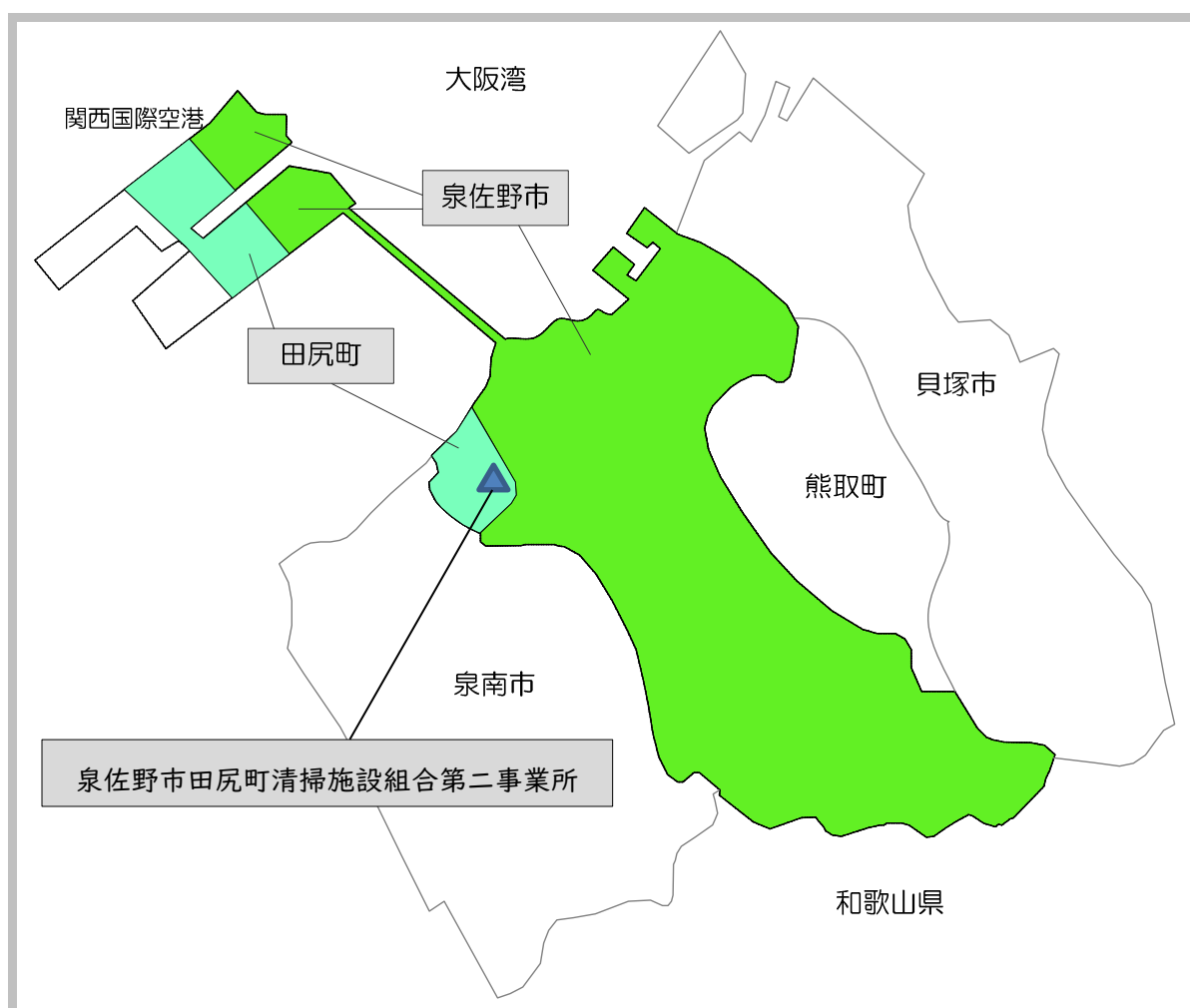


図3 位置図

(2) 気候

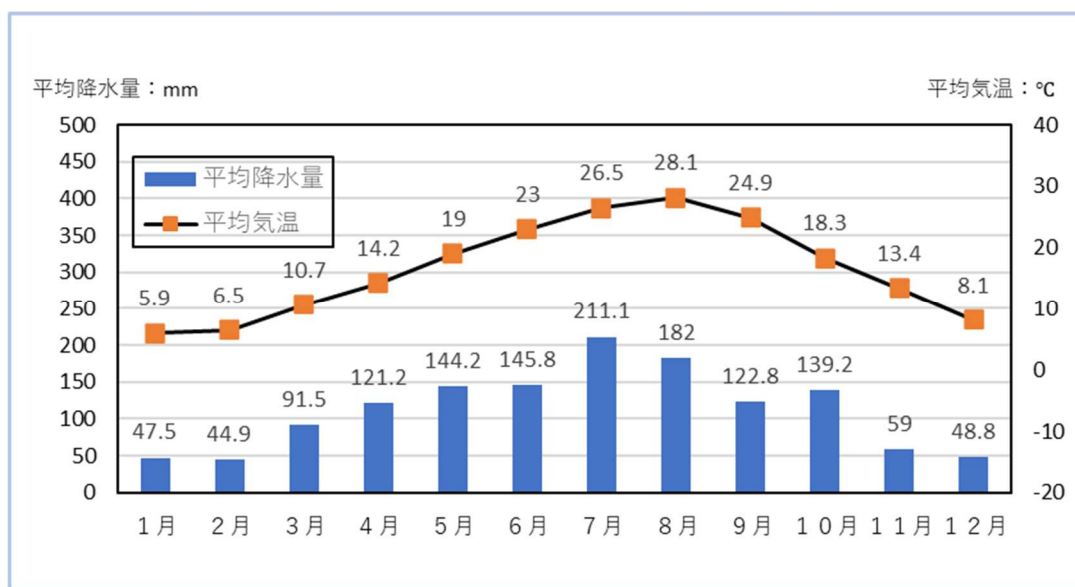
本市の気象状況は、表 1 及び図 4 に示すとおりである。なお、本市には観測所が設置されていないため隣接する熊取町の観測データを使用する。

本市の気候は季節風等の一般風の外、大阪湾・紀伊水道および後背山地の影響による海陸風や山谷風によって特徴づけられている。冬季は季節風の影響により西風成分が卓越し、冬季以外は海陸風の変化による風系を形成している。また、瀬戸内式気候に属し温和・小雨である。平均気温は 16.4℃～16.9℃、年間雨量は約 1,350mm となっている。

表 1 気象状況

年度	区分	平均気温 (°C)			降水量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)
		日平均	日最高	日最低			
令和 1 年		16.4	20.7	12.4	1,380.0	2.3	2,103.4
令和 2 年		16.5	20.7	12.6	1,535.0	2.5	2,096.7
令和 3 年		16.4	20.7	12.5	1,638.0	2.3	1,708.1
令和 4 年		16.5	20.8	12.5	1,022.5	2.2	2,173.4
令和 5 年		16.9	21.6	12.7	1,214.5	2.3	2,157.9
5カ年平均		16.5	20.9	12.5	1,358.0	2.3	2,047.9

資料：気象庁 HP（熊取観測所）



資料：気象庁 HP（熊取観測所）

図 4 月別降水量及び月平均気温（令和 1 年～令和 5 年）

2. 社会環境

(1) 人口及び世帯数

①人口及び世帯数の推移

本市の人口及び世帯数の推移は、表2および図5に示すとおりである。

本市の人口推移は、平成26年度の101,221人と比べ、令和5年度では99,080人と減少傾向にある。

一方、世帯数は、平成26年度の44,778世帯と比べ、令和5年度では49,855世帯と増加傾向で、1世帯当たりの人口は、平成26年度の2.26人から令和5年度には1.99人に減少している。このことから、核家族化の進行や単身世帯の増加等が伺える。

表2 人口及び世帯数の実績

区分 年度	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたりの人口 (人/世帯)
平成26年	101,221	44,778	2.26
平成27年	100,934	45,302	2.23
平成28年	100,767	45,798	2.20
平成29年	100,615	46,305	2.17
平成30年	100,596	47,000	2.14
令和1年	100,287	47,547	2.11
令和2年	99,316	47,555	2.09
令和3年	98,607	47,771	2.06
令和4年	98,687	48,678	2.03
令和5年	99,080	49,855	1.99

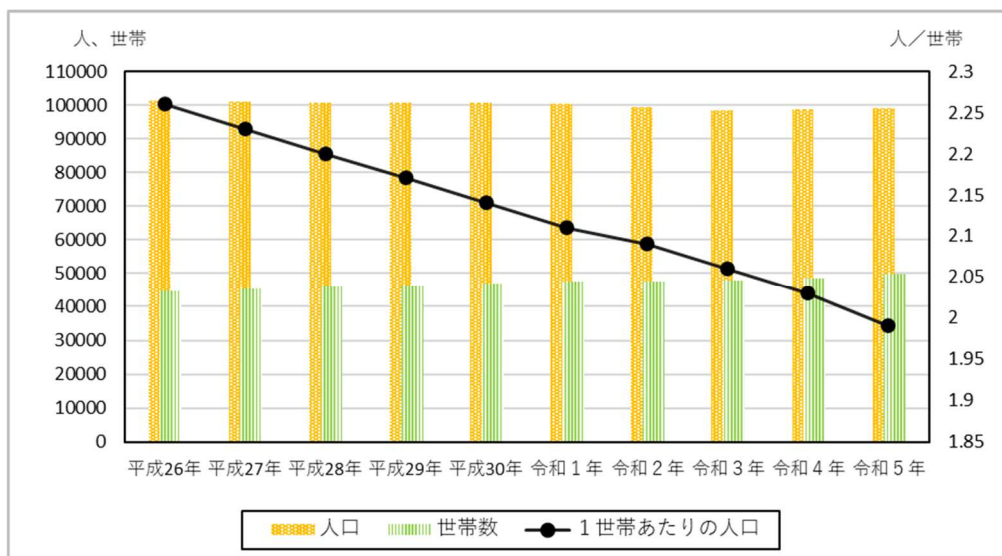
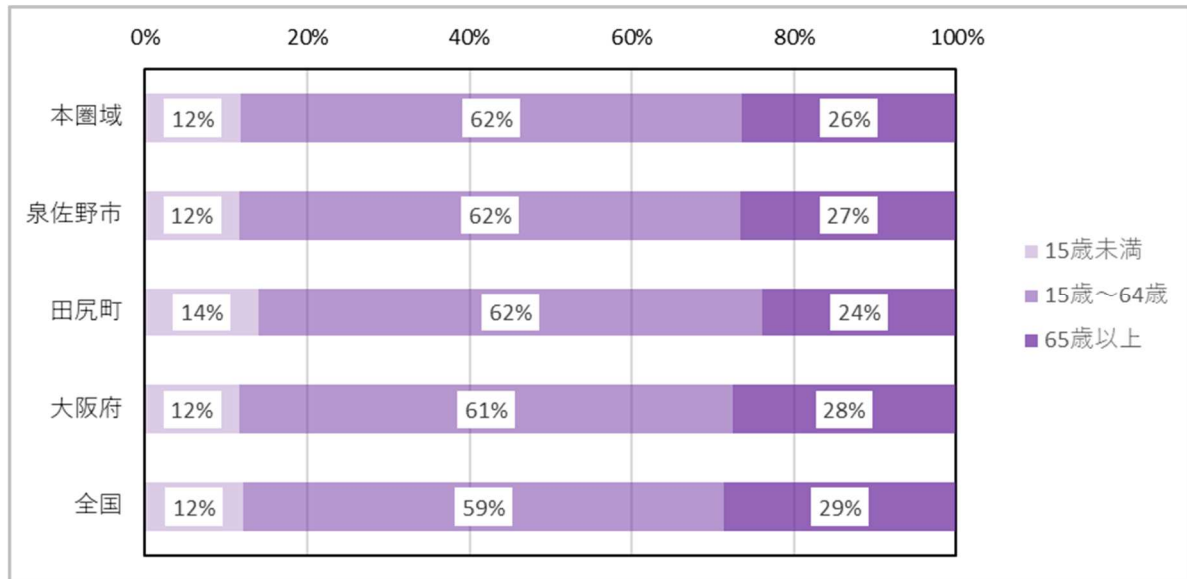


図5 人口及び世帯数の推移

②人口分布

本圏域・泉佐野市・田尻町・大阪府・全国の年齢別人口分布は図6に示すとおりである。本市の年齢別人口分布は、全国及び大阪府と比べて差はほとんどない。



資料：令和2年国勢調査

図6 年齢別人口分布

(2) 産業

本市における産業大分類別就業者数は表 3 及び図 7 に示すとおりである。就業者数の推移は、増加傾向にある。

産業大分類別就業者数については、平成 27 年から令和 2 年にかけて、第一次産業及び第二次産業は減少し、第三次産業は増加している。

表 3 産業大分類別就業者数の内訳

産業別		平成27年		令和2年	
		人	(割合)	人	(割合)
総数		45,868	100.0%	46,455	100.0%
第一次産業	農 業	865	1.9%	730	1.6%
	林 業	1	0.0%	6	0.0%
	漁 業	140	0.3%	109	0.2%
	計	1,006	2.2%	845	1.8%
第二次産業	鉱 業	3	0.0%	1	0.0%
	建 設 業	2,657	5.8%	2,656	5.7%
	製 造 業	7,632	16.6%	7,182	15.5%
	計	10,292	22.4%	9,839	21.2%
第三次産業	卸 売 小 売 業	7,239	15.8%	7,245	15.6%
	金 融 保 険 業	929	2.0%	833	1.8%
	不 動 産 業	896	2.0%	945	2.0%
	運 輸 通 信 業	5,229	11.4%	6,155	13.2%
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	236	0.5%	206	0.4%
	サ ー ビ ス 業	15,630	34.1%	16,710	36.0%
	公 務	1,775	3.9%	1,849	4.0%
	計	31,934	69.6%	33,943	73.1%
分類不能の産業		2,636	5.7%	1,828	3.9%

資料：平成 27 年、令和 2 年国勢調査

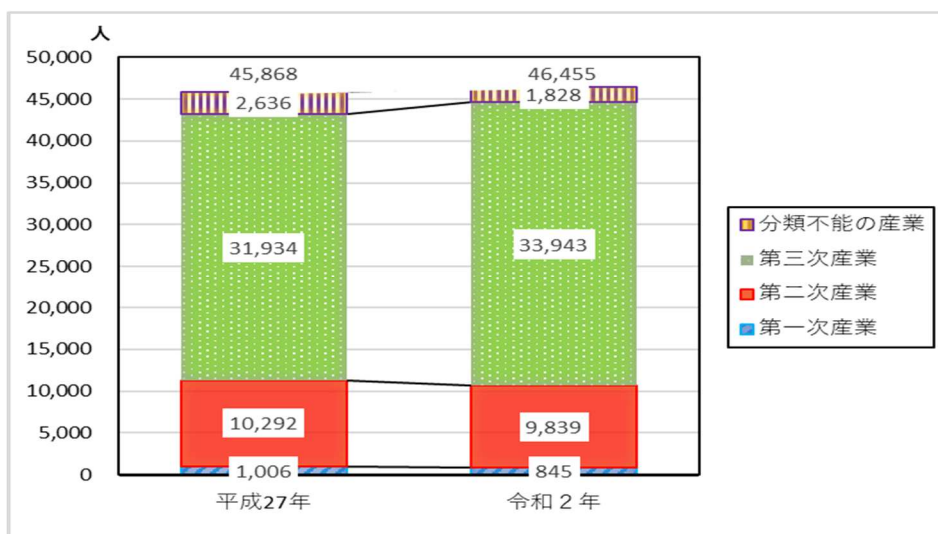


図 7 産業大分類別就業者数の割合

3. 都市基盤整備

(1) 交通状況

本市は、関西国際空港を地域内に擁し、JR 阪和線・関西空港線、南海本線・空港線、阪和自動車道、関西空港自動車道、阪神高速道路4号湾岸線、国道26号、国道170号、及び国道481号が縦横に走り、大阪府の中心部から30分～40分の時間距離にある。

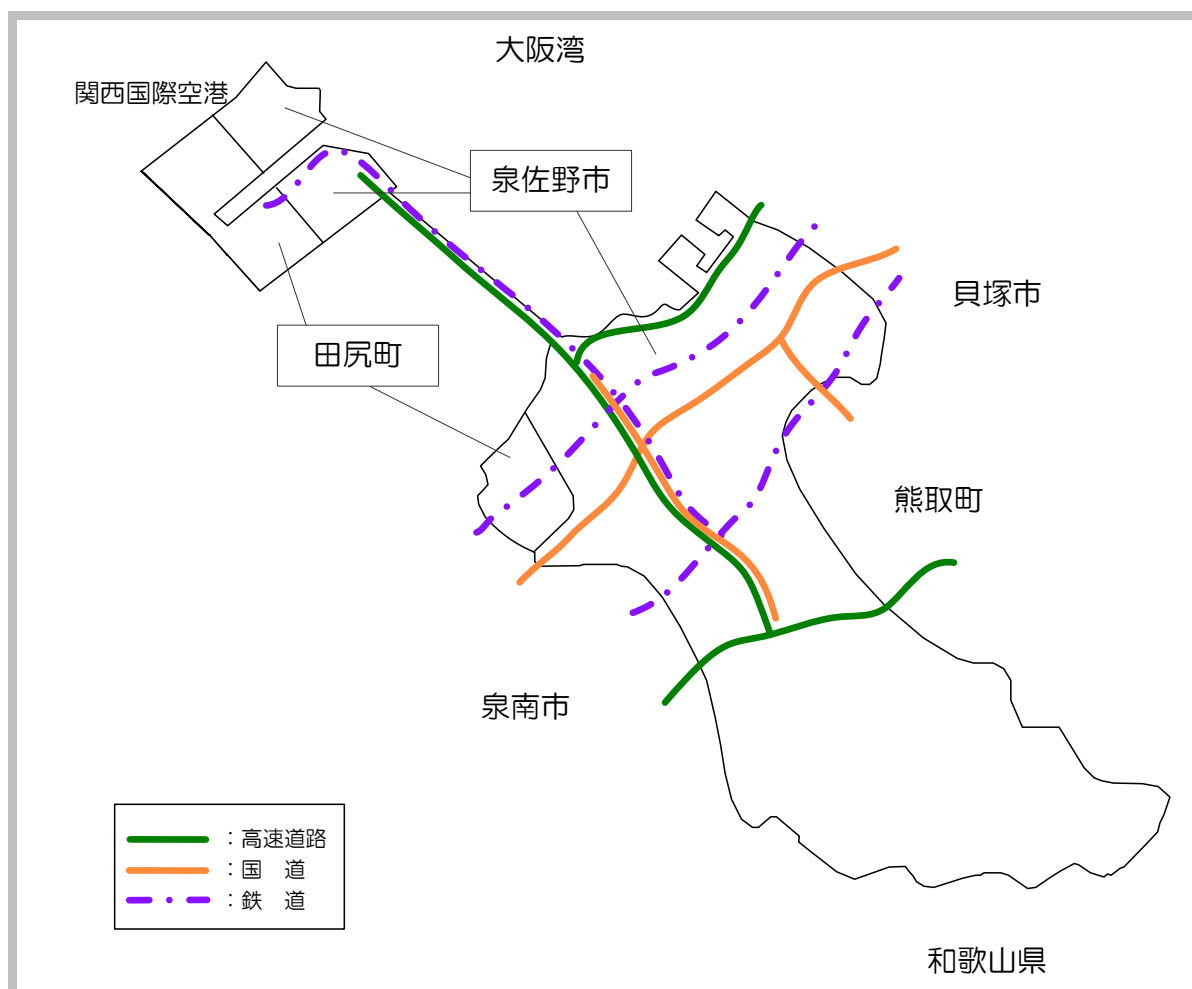


図8 交通網

(2) 用途地域の状況

本市における用途地域の状況は、表 4 及び図 9 に示すとおりである。
本市では準工業地地帯の比率が最も高く、5 割以上を占めている。

表 4 用途地域の状況

区分	面積 (ha)	割合
第一種低層住居専用地域	107.1	5.2%
第一種中高層住居専用地域	46.5	2.2%
第二種中高層住居専用地域	179.1	8.6%
第一種住居地域	344.9	16.6%
第二種住居地域	9.2	0.4%
近隣商業地域	71.5	3.4%
商業地域	57.6	2.8%
準工業地域	1,121.0	53.9%
工業地域	79.0	3.8%
工業専用地域	63.0	3.0%
総数	2,078.9	100.0%

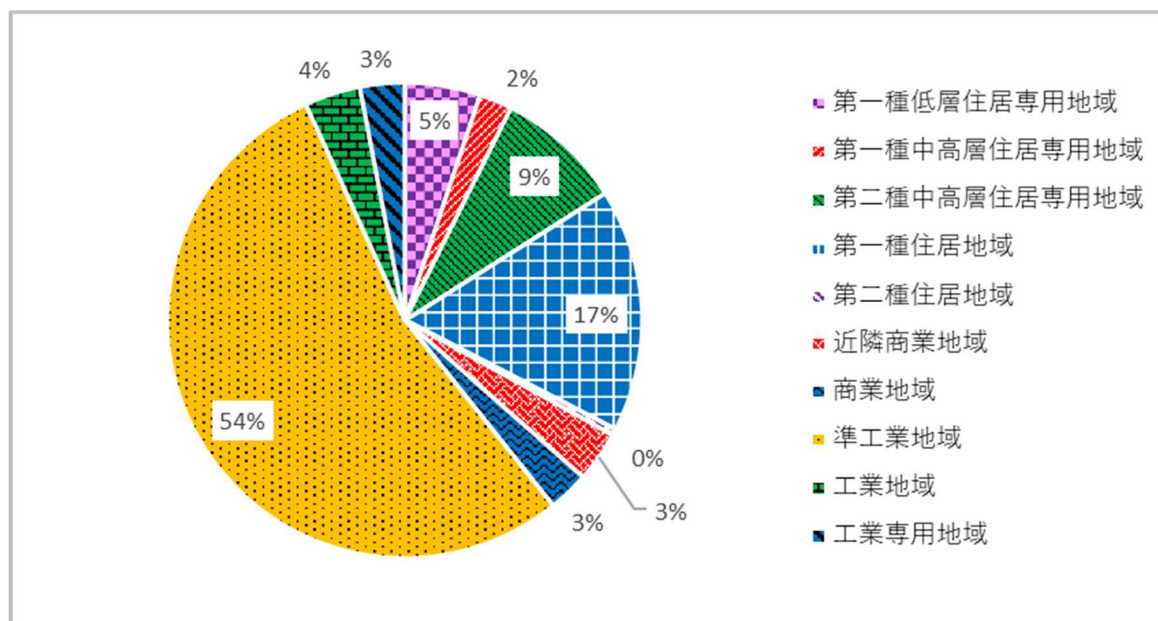


図 9 用途地域の割合

(3) 将来計画

本市の総合計画内容を表5に示す。

表5 総合計画（廃棄物関連）

将来像	主な施策（廃棄物関連）
<p>「世界に羽ばたく 国際都市 泉佐 野」－ひとを支え ひとを創り 賑わ いを創る－</p>	<p>第5章 第2節 環境衛生・環境保全 2-3 循環型社会の構築</p> <p>〈基本方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市、市民、事業所の役割分担や連携により、循環型社会の形成を進めます。 <p>〈基本事業〉</p> <p>【3R推進の周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 循環型社会の構築を推進するため、引き続き市民や事業所に対して、広報誌及びホームページ並びに出前講座などを通じて、ごみの抑制、製品などの再利用、資源としての再生利用の3Rの取り組みやごみの分別排出について、周知、啓発を行います。 ● 家庭の生ごみを抑制処理する生ごみ減量化等処理機器の購入助成金交付制度を周知し、さらにごみの減量化、再資源化を推進します。 <p>【リサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 循環型社会形成推進基本法などにに基づき、各種リサイクル対象品目の適正なりサイクルを推進します。 <p>第3節 廃棄物処理 3-1 安全で適切な廃棄物処理の推進</p> <p>〈基本方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 泉佐野市田尻町清掃施設組合などの関係機関と連携し、ごみ焼却施設及びし尿処理施設の整備を図るとともに、ごみの排出量増加の抑制、より安全で適切な廃棄物処理を推進します。 <p>〈基本事業〉</p> <p>【廃棄物の収集運搬】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 効率的で安定的な廃棄物の収集に努めます。 ● 高齢者や障害者など、自力で決められた場所に、家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象として、戸別にごみ収集する「ふれ愛収集」を進めます。 <p>【廃棄物の中間処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ごみの広域処理を行う新たな処理施設の計画を推進し、完成までの間、現在の廃棄物中間処理施設は「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、泉佐野市田尻町清掃施設組合などの関係機関と連携しながら、効率的な運転と適切な維持管理に努めます。また、更なる広域化に向けて検討、調整を進めていきます。 <p>【廃棄物の最終処分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 近畿2府4県の各自治体と協力し、大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪湾広域処理場整備基本計画に基づき、大阪湾内において広域処理場の整備を行い、生活環境の保全に努めながら、廃棄物処理の最終処分を安定的、広域的に進めます。

第2部 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理体系の概要

(1) ごみ処理の経緯

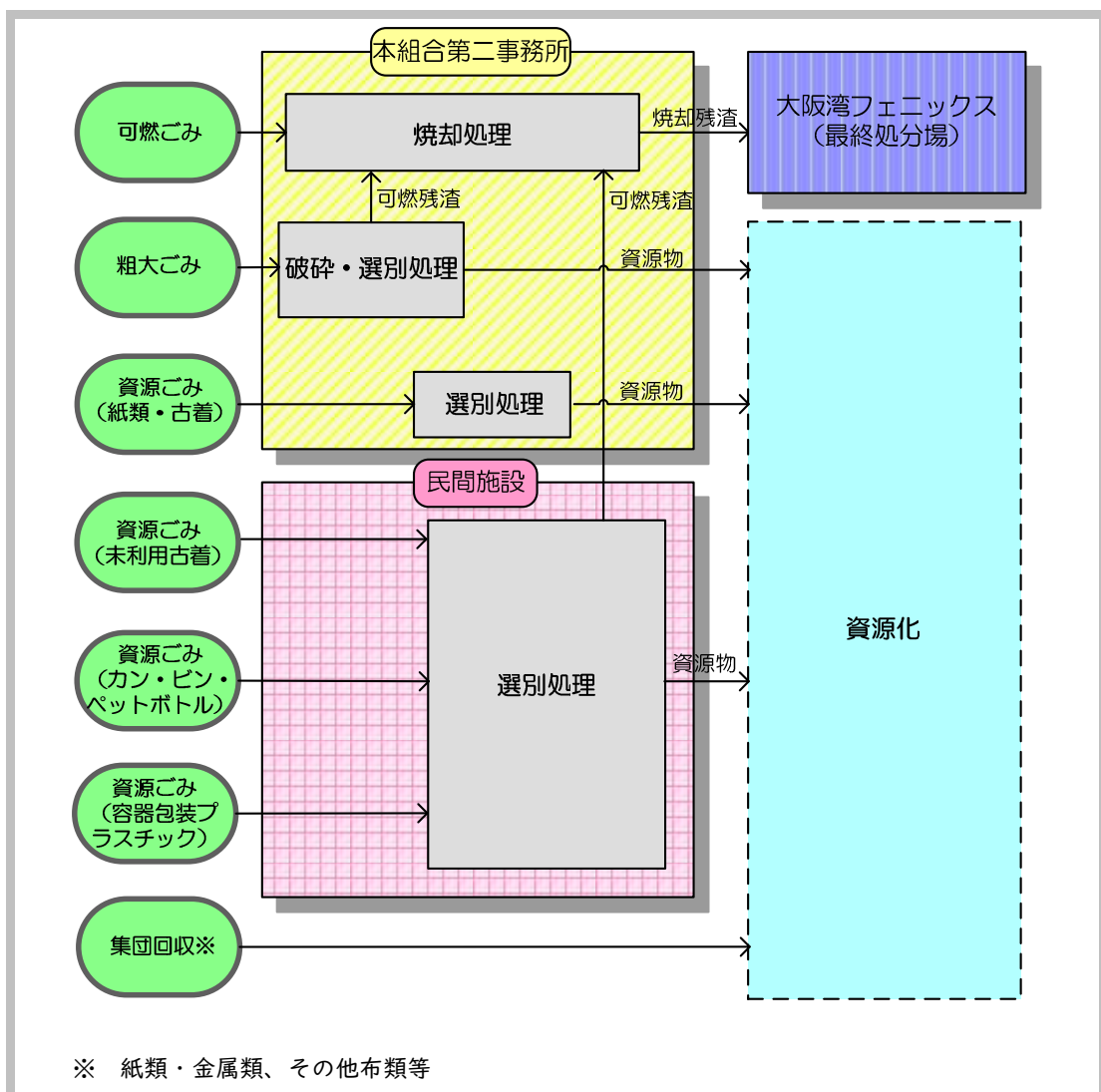
本市は、市が処理すべき行政事務のうち、じんかい焼却場およびし尿処理場の設置、管理および運営についての事務を田尻町と共同処理することを目的として、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、昭和40年5月24日に施設組合を設立した。

(2) ごみ処理の流れ

本市におけるごみは可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの3種に大別される。本市において排出されたごみは種別ごとに収集され、施設組合第二事業所および民間の中間処理施設で中間処理される。

排出から処分に至るまでの主な流れを図10に示す。

図10
ごみ処理
の流れ



(3) ごみの分別区分

本市におけるごみの分別区分は、大きく、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ・臨時ごみの3つに分かれ、さらに資源物では、容器包装プラスチック、缶・びん・ペットボトルの本体、紙類・古着の区分となっている。

本市における家庭系ごみの分別収集の経緯を表6に示す。

表6 家庭系ごみの分別収集の経緯

収集区分	H13.10	H15.10	H18.4	H20.4	H22.2	H22.4
可燃ごみ	週2回収集(無料)→			有料化→		
容器包装プラスチック	(可燃ごみとして収集)			週1回収集→	資源化→	
白色トレイ	拠点回収→					
紙・古着	(可燃ごみとして収集)			月1回収集→	月2回収集→	
紙パック	拠点回収→					
缶・びん	月2回収集→					
ペットボトル	拠点回収→			月2回収集→		

※なお、家庭系と事業系の各数量については、施設組合の計量方法や本市の収集形態などにより、全体量を案分して得た想定上の数値であり、概算値である。

2. ごみの排出量

(1) ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量を、表7及び図11に示す。

表7 ごみ排出量の実績

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	14,491.24	14,476.92	14,434.22	14,605.72	14,600.57	14,702.93	14,264.52	14,136.74	14,057.07	14,554.41	
		資源ごみ	紙類・古着 缶・びん・ ペットボトル	199.70	285.90	311.13	299.93	335.48	354.58	385.88	358.63	336.97	353.21
		資源ごみ	容器包装 プラスチック	764.22	694.29	689.12	752.49	850.56	969.10	1,004.59	667.41	669.78	894.26
		小計	627.81	633.19	608.50	599.95	596.10	595.94	627.68	636.79	598.31	578.86	
	粗大ごみ	341.48	364.43	355.99	363.95	421.29	433.10	492.32	447.32	372.93	335.93		
	一般搬入ごみ	可燃ごみ	977.67	945.34	1,013.91	1,136.39	1,170.52	1,163.03	1,245.40	1,277.27	1,254.92	1,143.77	
		資源ごみ	2.20	1.89	1.85	1.54	1.34	1.20	0.95	1.06	0.99	0.98	
		粗大ごみ	187.33	159.13	143.43	151.58	212.96	266.22	311.19	300.71	250.34	260.95	
	計	17,591.65	17,561.09	17,558.15	17,911.55	18,188.82	18,486.10	18,332.53	17,825.93	17,541.31	18,122.37		
	事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	15,476.94	15,733.94	15,764.77	15,961.98	15,846.66	14,655.07	13,632.67	13,618.60	13,942.22	14,062.21
資源ごみ			紙類・古着 缶・びん・ ペットボトル	318.60	439.06	619.19	621.98	763.83	660.65	675.31	739.31	689.69	631.04
資源ごみ			缶・びん・ ペットボトル	415.06	465.70	460.34	415.82	309.57	185.85	162.75	503.49	501.16	203.96
小計			733.66	904.76	1,079.53	1,037.80	1,073.40	846.50	838.06	1,242.80	1,190.85	835.00	
粗大ごみ		277.62	315.55	264.66	282.62	314.31	301.64	279.54	304.29	303.67	300.69		
一般搬入ごみ		可燃ごみ	8,897.83	8,603.51	9,227.64	10,342.32	10,534.68	10,467.29	11,208.62	11,495.40	11,294.24	10,293.88	
		資源ごみ	紙類・古着	20.07	17.25	16.83	14.00	12.02	10.80	8.55	9.57	8.90	8.79
		粗大ごみ	1,704.85	1,448.20	1,305.32	1,379.49	1,916.67	2,395.99	2,800.69	2,706.40	2,253.10	2,106.38	
計		27,110.97	27,023.21	27,658.75	29,018.21	29,697.74	28,677.29	28,768.13	29,377.06	28,992.98	27,606.95		
集团回収		763.53	758.27	748.02	711.19	630.78	564.21	460.45	456.71	436.03	405.62		
合計	45,466.15	45,342.57	45,964.92	47,640.95	48,517.34	47,727.60	47,561.11	47,659.70	46,970.32	46,134.94			

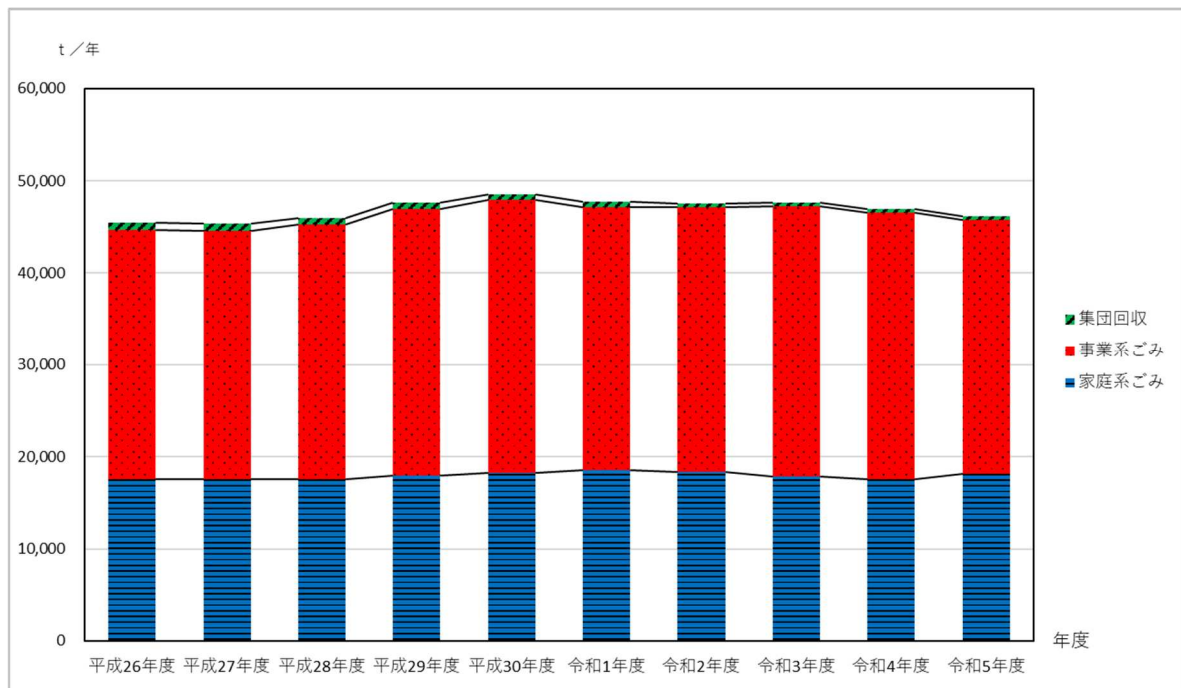


図11 ごみ排出量の推移

(2) 一人一日あたりのごみ排出量

本市におけるごみ原単位の家庭系と事業系の実績は表 8 及び図 12 に示すとおりである。

表 8 ごみ原単位の実績

人口（各年3月末現在）		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	g/人・日	101,221	100,934	100,767	100,615	100,596	100,287	99,316	98,607	98,687	99,080	
		資源ごみ	紙類・古着	g/人・日	5.41	7.74	8.46	8.17	9.14	9.66	10.64	9.96	9.35	9.74
			缶・びん・ペットボトル	g/人・日	20.68	18.79	18.74	20.49	23.16	26.40	27.71	18.54	18.59	24.66
			容器包装プラスチック	g/人・日	16.99	17.14	16.54	16.34	16.23	16.24	17.32	17.69	16.61	15.96
		小計	g/人・日	43.08	43.67	43.74	45.00	48.53	52.30	55.67	46.19	44.55	50.36	
	粗大ごみ	g/人・日	9.24	9.86	9.68	9.91	11.47	11.80	13.58	12.43	10.35	9.26		
	一般搬入ごみ	可燃ごみ	g/人・日	26.46	25.59	27.57	30.94	31.88	31.69	34.36	35.49	34.84	31.54	
		資源ごみ	g/人・日	0.06	0.05	0.05	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	
		粗大ごみ	g/人・日	5.07	4.32	3.90	4.13	5.80	7.25	8.58	8.36	6.95	7.20	
	計	g/人・日	476.14	475.37	477.39	487.73	495.37	503.64	505.72	495.28	486.97	499.74		
事業系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	g/人・日	418.91	425.91	428.62	434.64	431.58	399.27	376.07	378.38	387.06	387.78	
		資源ごみ	紙類・古着	g/人・日	8.62	11.89	16.83	16.94	20.80	18.00	18.63	20.54	19.15	17.40
			缶・びん・ペットボトル	g/人・日	11.23	12.61	12.52	11.32	8.43	5.06	4.49	13.99	13.91	5.62
		小計	g/人・日	19.85	24.50	29.35	28.26	29.23	23.06	23.12	34.53	33.06	23.02	
	粗大ごみ	g/人・日	7.51	8.54	7.20	7.70	8.56	8.22	7.71	8.45	8.43	8.29		
	一般搬入ごみ	可燃ごみ	g/人・日	240.84	232.89	250.89	281.62	286.91	285.17	309.20	319.39	313.55	283.87	
		資源ごみ	g/人・日	0.54	0.47	0.46	0.38	0.33	0.29	0.24	0.27	0.25	0.24	
		粗大ごみ	g/人・日	46.14	39.20	35.49	37.56	52.20	65.28	77.26	75.20	62.55	58.09	
	計	g/人・日	733.79	731.51	752.01	790.16	808.81	781.29	793.60	816.22	804.90	761.29		
	集団回収	g/人・日	20.67	20.53	20.34	19.37	17.18	15.37	12.70	12.69	12.11	11.19		
合計	g/人・日	1,230.60	1,227.41	1,249.74	1,297.26	1,321.36	1,300.30	1,312.02	1,324.19	1,303.98	1,272.22			

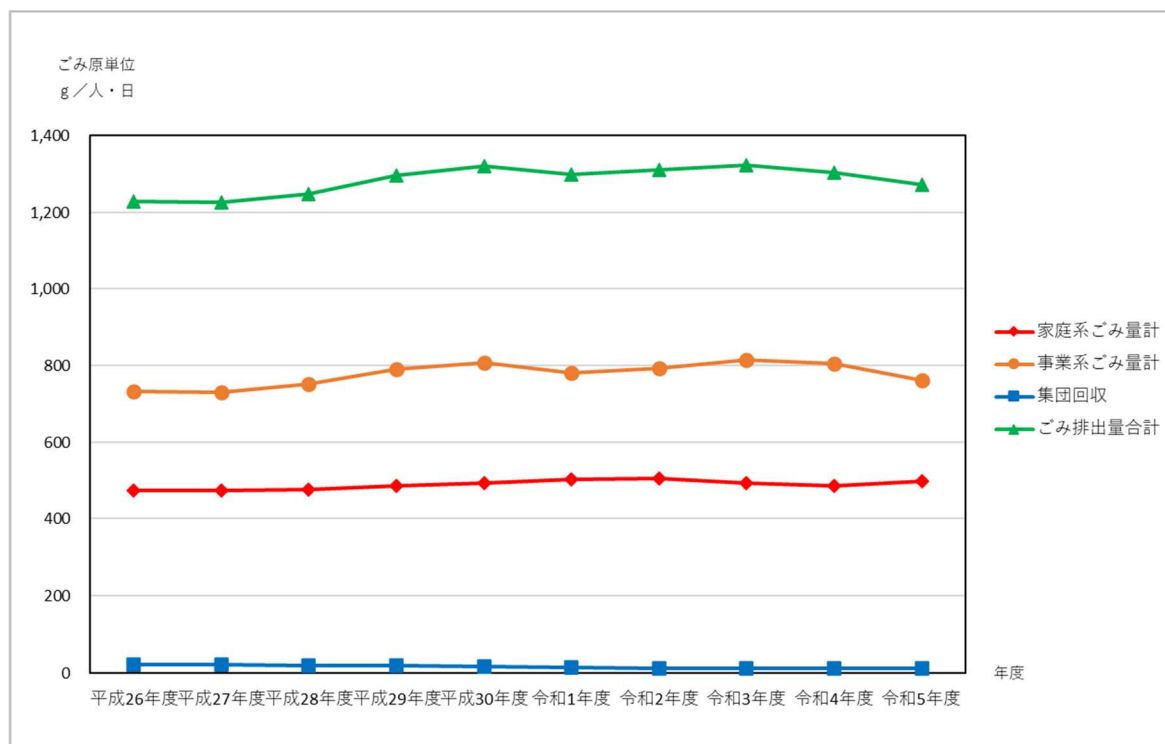


図 12 ごみ原単位の推移

3. ごみの減量化・資源化の実績

(1) ごみの資源化量の実績

本市における資源化量及び資源化率の実績は、表9に示すとおりである。

表9 資源化量及び資源化率の実績

項目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
資源化量	ガラス類	白色ガラス	283.89	279.88	270.40	313.60	311.83	313.24	294.52	230.79	251.73	223.04
		茶色ガラス	234.52	231.13	223.37	259.06	257.60	258.76	259.13	216.37	236.00	201.29
		その他色ガラス	70.58	93.66	75.52	77.91	69.12	69.17	68.06	78.18	76.40	55.70
		ガラス残渣	183.96	171.88	188.17	156.92	139.55	160.44	123.77	109.77	115.11	144.65
		小計	772.95	776.55	757.46	807.49	778.10	801.61	745.48	635.11	679.24	624.68
	ペットボトル	71.66	97.32	94.05	109.08	108.47	108.95	157.18	274.06	299.68	264.86	
	白トレイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金属類	スチール缶	135.56	120.64	121.50	118.49	119.77	115.85	113.30	94.91	78.00	79.56
		アルミ缶	27.96	33.49	34.57	37.05	37.28	38.54	47.73	35.71	30.02	30.03
		破砕金属・不道物	308.50	261.95	250.38	267.82	306.68	371.28	380.97	372.58	284.68	255.53
		選別アルミ	19.83	16.46	12.62	15.20	17.26	22.50	25.03	22.20	17.58	17.33
		小計	491.85	432.54	419.07	438.56	480.99	548.17	567.03	525.40	410.28	382.45
	容器包装プラスチック	607.98	616.88	594.33	586.79	584.93	582.48	612.00	621.31	583.56	563.34	
	古紙類	段ボール	161.81	188.75	203.51	190.76	201.90	205.52	238.21	226.22	190.62	217.70
		新聞	57.75	67.95	75.27	74.28	77.08	74.14	70.09	71.23	70.78	74.61
		雑誌	47.57	43.32	42.88	44.23	53.18	49.41	56.41	53.73	49.49	46.46
		紙パック	5.51	5.80	6.03	4.58	4.56	4.44	4.78	4.44	3.82	4.07
		その他雑誌	3.03	2.65	2.99	2.53	2.71	2.69	3.05	2.60	2.71	1.95
	小計	275.67	308.47	330.68	316.38	339.43	336.20	372.54	358.22	317.42	344.79	
	古着	古着搬出	29.15	29.29	33.10	46.71	50.94	64.21	87.57	76.76	61.17	59.29
		古着リサイクル	-	206.58	399.84	412.03	526.11	416.42	372.60	367.49	461.83	412.33
		小計	29.15	235.87	432.94	458.74	577.05	480.63	460.17	444.25	523.00	471.62
	その他	蛍光管	6.35	5.23	6.57	6.75	7.75	8.54	7.75	7.07	6.48	5.22
		乾電池	2.82	2.94	3.64	4.53	4.57	7.36	8.14	8.79	5.92	9.02
		その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		小計	9.17	8.17	10.21	11.28	12.32	15.90	15.89	15.86	12.40	14.24
	計	2,258.43	2,475.80	2,638.74	2,728.32	2,881.29	2,873.94	2,930.29	2,874.21	2,825.58	2,665.98	
集団回収	763.53	758.27	748.02	711.19	630.78	564.21	460.45	456.71	436.03	406.62		
資源化量+集団回収量	①	3,021.96	3,234.07	3,386.76	3,439.51	3,512.07	3,438.15	3,390.74	3,330.92	3,261.61	3,072.60	
総ごみ排出量(集団回収量を含む)	②	45,466.15	45,342.57	45,964.92	46,929.76	47,886.56	47,163.39	47,100.66	47,202.99	46,527.29	45,729.30	
資源化率	①÷②	6.65%	7.13%	7.37%	7.33%	7.33%	7.29%	7.20%	7.06%	7.01%	6.72%	

(2) ごみの減量化・資源化の施策

① 集団回収活動への報償金制度

ごみの減量化とリサイクルの推進を目的として町会等が自主的に行っている。有価物（新聞、雑誌、段ボール、空缶等）の集団回収活動に対して報償金を交付している。有価物の集団回収は既に多くの町会等で実施され、市のごみの減量化及びリサイクルに大きく寄与している。

本市の集団回収量を表 10 に示す。

表 10 集団回収量

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
集団回収量	ペットボトル	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	段ボール	119.06	126.20	123.52	128.73	116.41	111.61	94.67	94.74	93.72	98.35
	新聞	510.35	498.48	497.18	457.79	397.49	343.26	259.89	251.18	238.02	227.03
	雑誌	83.78	84.95	81.28	76.60	71.04	66.75	77.83	77.80	69.69	46.86
	紙パック	0.59	0.51	0.60	0.53	0.48	0.44	0.30	0.20	0.14	0.12
	古着	35.41	34.42	30.41	32.93	31.26	28.71	14.20	18.56	19.84	21.16
	スチール缶	0.85	0.80	0.90	0.69	0.57	0.60	0.53	0.16	0.19	0.07
	アルミ缶	13.49	12.91	14.13	13.92	13.53	12.85	13.04	14.09	14.43	12.04
	計	763.53	758.27	748.02	711.19	630.78	564.22	460.46	456.73	436.03	405.63

② ごみ処理容器等の普及

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を図るため、家庭用生ごみ減量化等処理機器を購入した市民に対して、助成金を交付している。その概要は表 11 に示すとおりである。

表 11 生ごみ処理容器等の助成制度の概要

補助対象	限度数	補助率	限度額
次の 1、2 のどちらかに該当し、悪臭や騒音を抑制する構造で、5 年以上の耐久性があり、購入金額が 2,000 円以上で購入後 1 年以内の機器に限る。 1. 手動又は電動により生ごみを攪拌し、微生物により生ごみを分解し、堆肥化する機器 2. 手動又は電動により生ごみを攪拌し、過熱、乾燥により生ごみを減量化する機器	なし	購入価格の 2 分の 1 (1,000 円未満切り捨て)	30,000 円

生ごみ处理器助成制度の実績

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
助成実績 (円)	453,000	333,000	268,000	196,000	442,000	395,000	414,000	361,000	598,000	750,000
助成件数 (件)	19	15	16	8	18	14	19	23	27	42
1件あたり平均助成額 (円)	23,843	22,200	16,750	24,500	24,556	28,214	21,789	15,696	22,148	17,857

4. ごみ処理の状況

(1) 収集・運搬

① 収集・運搬体制

	収 集	直接搬入
家庭系ごみ	委託業者による収集 可燃ごみ・資源ごみは4社、粗大ごみは3社に区域を指定して委託 ※ふれ愛収集を除く	ごみ排出者が自ら施設組合第二事業所に搬入
事業系ごみ	許可業者による収集 ごみ排出業者が、本市の許可業者(6社に区域を指定して許可)に収集運搬を依頼 魚あらについては府内の再生利用事業者を推奨	ごみ排出者が自ら施設組合第二事業所に搬入

なお、家庭系の廃家電については、本市と協定を結んでいるリネットジャパンリサイクル(株)を推奨しており、リサイクルを推進している。

※ふれ愛収集

高齢等により、自力で決められた場所に家庭ごみを出すことが困難な世帯を対象に、ごみを戸別収集する制度。直営での収集となる。

<一般廃棄物収集運搬業の許可について>

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づき、し尿・浄化槽汚泥を除くごみについては6社に、し尿・浄化槽汚泥については6社に、区域を指定して一般廃棄物収集運搬業の許可を行っている。

一般廃棄物収集運搬業は、市民生活や日々の事業所の活動に直接影響を及ぼす業務であり、将来に渡って継続的かつ安定的に遂行されなければならない。

そのため、許可制度の運用にあたっては、収集業者の事業の安定及び育成にも配慮する必要がある。

また、無秩序な競争等により、山間部など区域によってサービスに大きな違いが生じたり、その他適正な収集運搬業務の遂行が妨げられることがあってはならない。

よって、既存の許可業者による収集運搬が現状において問題なく遂行されており、将来に渡って能力的に不足することはないと考えられるため、次に掲げる場合を除いて、既存の許可業者以外に、新規の許可は行わないものとする。

イ 法令等の整備により新たに必要が生じた場合。

- ロ 既存の許可業者の廃業等、またはごみ量の増加により、既存の許可業者の収集運搬能力が不足することとなった場合。
- ハ その他、市長が特に必要と認める場合。

② 収集・運搬の方法及び頻度

本市における家庭系ごみの収集運搬の方法及び頻度は表 12 に示すとおりである。

収集・運搬の方法は、可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物がステーション方式であり、粗大ごみは個別収集である。

収集頻度は、可燃ごみは週 2 回、資源ごみは紙類・古着類、スチール缶、アルミ缶・びん類、ペットボトルが月 2 回、容器包装プラスチックが週 1 回、粗大ごみが申込み制である。

表 12 家庭系ごみの収集運搬の方法及び頻度

内訳	分別の 区分	可燃ごみ (有料)	資源ごみ (無料)			粗大ごみ (有料)
			紙類 古着類	スチール缶	容器包装 プラスチック	
				アルミ缶・びん類		
				ペットボトル		
収集方式	ステーション方式及び戸別収集				戸別収集 (申込み)	
収集体制	泉佐野市	直営及び委託業者			委託業者	
収集回数 市・町とも	2回/週	2回/月		1回/週	申込制	

なお、再資源化の推進、及び市民サービスの利便性向上を目的として、令和 6 年度より廃乾電池（一次電池）、小型充電式電池（二次電池）、及び廃食油の拠点回収を実施している。

③ 一般廃棄物運搬収集及び処理手数料

本市のごみ処理手数料の概要は、表 13 に示すとおりである。

表 13 一般廃棄物処理手数料の概要

種別	区分	単位		手数料	
直接搬入 ごみ	家庭系	55kg未満		500円	
	事業系			10kg増すごとに 100円を加算	
収集ごみ	家庭系	可燃ごみの処理	50ℓ用指定袋 1個	50円	
			30ℓ用指定袋 1個	30円	
			20ℓ用指定袋 1個	20円	
			10ℓ用指定袋 1個	10円	
		粗大ごみの処理	3辺の長さが合計 3 m 以上のもの 1個		1,000円
			45ℓ袋 1個又は 3辺の長さの合計が 3 m 未満のもの 1個		500円
		臨時的なごみの 処理	2トン車 1車	12,000円	
			軽四輪車 1車	6,000円	
	事業系	定期的なごみの 収集・運搬※1	標準容器※2 1個		117円
		可燃ごみの処分	多量排出事業所※3	標準容器 1個 (指 定シール添付)	90円
			上記以外の事業所	標準容器 1個 (指 定シール添付)	60円
		臨時的なごみの 収集・運搬※1	2トン車 1車	11,429円	
			軽四輪車 1車	5,715円	
		臨時的なごみの 処分	2トン車 1車	7,000円	
軽四輪車 1車	3,500円				

※1 手数料は、表の金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額

※2 45ℓ袋

※3 収集及び運搬に係る手数料の平均月額が 47,620 円に消費税等相当額を加算した額以上となる事業所

(2) 中間処理

① 焼却施設

焼却施設では、搬入された可燃ごみのほか、破碎施設で破碎・選別処理された可燃残渣、および関連の民間施設から搬入される資源ごみの可燃残渣を焼却処理している。焼却施設の概要は、表 14 に示すとおりである。

表 14 焼却施設の概要

項目		内容
施設名称		第二事業所焼却施設
施設所管		泉佐野市田尻町清掃施設組合
所在地		泉南郡田尻町嘉祥寺 290 番地 1
建設年度		昭和 58 年 2 月 8 日～昭和 61 年 3 月 31 日
処理能力		80t/24h×3 基
建築面積		3,213.763m ² (延床面積：6,039.682m ²) ※
設備内容	炉型式	全連続燃焼式
	燃焼ガス冷却方式	水噴射式
	吸塵・灰出方式	ピット・アンド・クレーン方式
	通風方式	平衡通風方式
	徐じん方式	バグフィルタ
	洗煙方式	湿式ガス洗浄設備

※計量棟、排ガス・排水・井水各処理棟、事務所棟、危険物倉庫を含む。

② 破碎施設

破碎施設は、搬入された粗大ごみを破碎・資源選別処理する。破碎・資源選別後の可燃残渣は焼却施設にて焼却処理し、資源選別されたものは資源回収されている。破碎施設の概要は、表 15 に示すとおりである。

表 15 破碎施設の概要

項目	内容	
施設名称	第二事業所破碎施設	
施設所管	泉佐野市田尻町清掃施設組合	
所在地	泉南郡田尻町嘉祥寺 290 番地 1	
建設年度	昭和 57 年 7 月 5 日～昭和 58 年 3 月 31 日	
処理能力	50t/5h×1 基	
建築面積	1,064.691m ² (延床面積：1,238.02m ²) ※	
設備内容	破碎機型式	横軸回転式
	受入供給方式	ピット・アンド・クレーン方式
	選別方式	鉄分・不燃分・可燃分・アルミニウム
	集塵方式	サイクロンとバグフィルタの併用

※ストックヤード、不燃残渣選別施設を含む

② 民間施設

資源ごみ（缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック、古紙、魚あら、廃家電、水銀使用製品、電池類、古着）は、民間の施設にて選別処理され、資源化されている。

(3) 最終処分

施設組合の焼却施設から出される焼却残渣は、平成 4 年度以降、全量を大阪湾広域臨海環境整備センター（以下「フェニックス」という。）に委託し、大阪湾への埋め立て処分を委託している。

(4) ごみの性状

① 焼却施設におけるごみの組成

施設組合では、可燃ごみの性状を把握するため、定期的にごみ質分析を実施している。その分析結果は、表 16 に示すとおりである。

表 16 焼却施設におけるごみ質分析結果

		単位	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
ごみの種類組成	紙・布類	%	54.46	46.94	45.66	52.71	57.36	58.68	60.75	67.27	70.42	60.95
	プラスチック	%	26.28	25.42	25.22	24.47	20.14	18.55	18.43	15.53	14.94	14.44
	木質	%	6.47	11.48	7.25	8.19	9.48	12.79	7.75	6.90	6.79	13.37
	厨芥類	%	10.01	12.75	20.08	7.82	8.60	4.65	6.73	7.06	4.69	3.95
	不燃物	%	2.01	2.70	1.32	4.31	3.12	1.90	3.25	0.82	1.00	2.42
	その他	%	0.77	0.71	0.47	2.51	1.32	3.45	3.09	2.43	2.17	4.83
三成分	水分	%	55.48	56.52	49.63	49.21	49.83	44.40	39.69	37.85	33.00	41.67
	可燃物	%	39.29	37.65	46.01	43.71	46.01	51.16	54.74	57.36	62.78	53.98
	灰分	%	5.23	5.83	4.36	7.09	4.16	4.44	5.57	4.79	4.22	4.36
高位発熱量	KJ/kg	8,735	8,755	11,115	10,360	10,120	11,940	12,938	13,440	14,696	12,979	
低位発熱量	KJ/kg	6,760	6,770	9,055	8,433	8,163	10,065	11,037	11,544	12,889	11,059	

(5) 処理・処分の実績

本市における焼却処理量の実績は、表 17 及び図 13 に示すとおりである。

焼却処理量の推移をみると、平成 27 年度までは減少し、平成 30 年度までは増加し、令和 1 年度以降は減少している。

表 17 焼却処理量の実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
焼却量	44,071.39	43,840.96	44,202.84	46,092.93	46,639.01	45,988.51	45,789.48	45,751.22	45,317.13	44,514.92

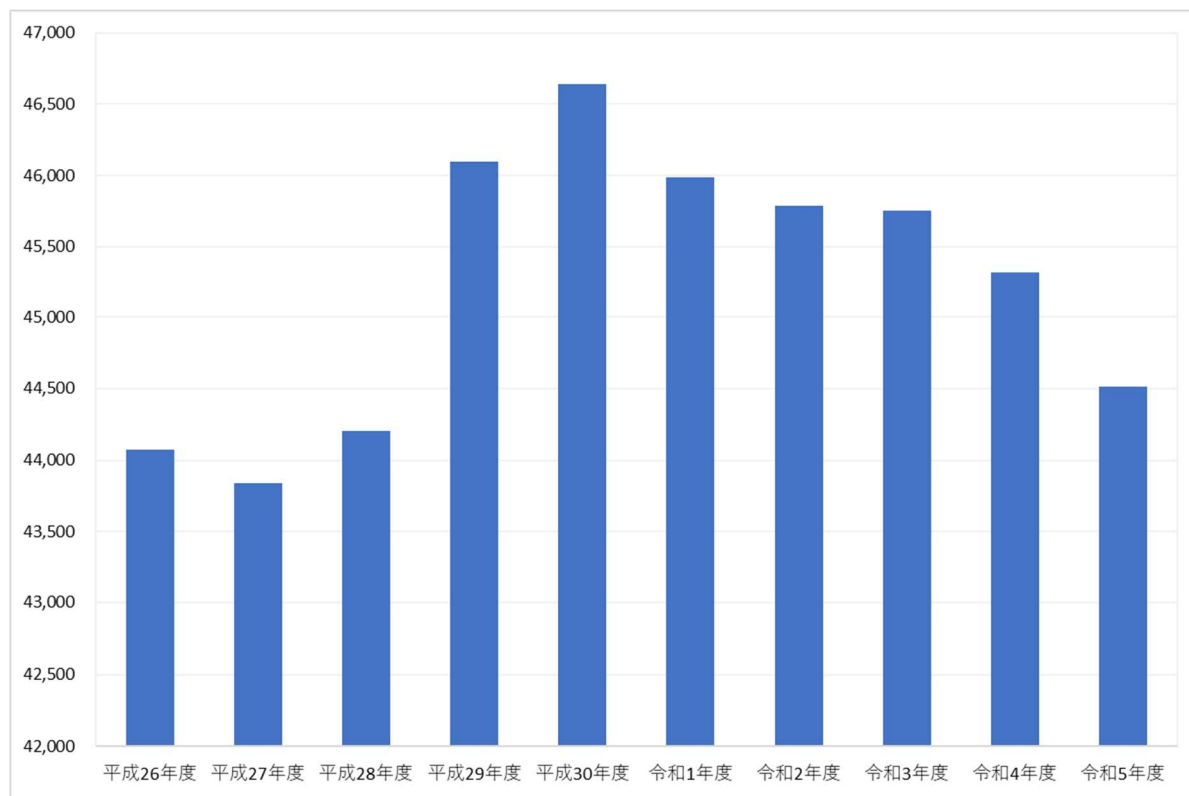


図 13 焼却処理量の推移

② 最終処分量

本市における最終処分量の実績は、表 18 及び図 14 に示すとおりである。

最終処分量の推移をみると、平成 28 年度まで減少した後、令和 1 年度まで増加し、それ以降は増減を繰り返している。

また、総ごみ排出量に対する最終処分量の割合（最終処分率）は、平成 26 年度の 14.22% をピークに減少し、令和 5 年度には 13.63% まで減少している。

表 18 泉佐野市における最終処分量及び最終処分率の実績

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最終処分量	6,464.82	6,075.36	5,966.97	5,991.83	6,350.95	6,541.94	6,401.45	6,217.57	6,603.99	6,286.37
総ごみ排出量	45,466.15	45,342.57	45,964.92	47,640.95	48,517.34	47,727.60	47,561.11	47,659.70	46,970.32	46,134.94
最終処分率	14.22%	13.40%	12.98%	12.58%	13.09%	13.71%	13.46%	13.05%	14.06%	13.63%

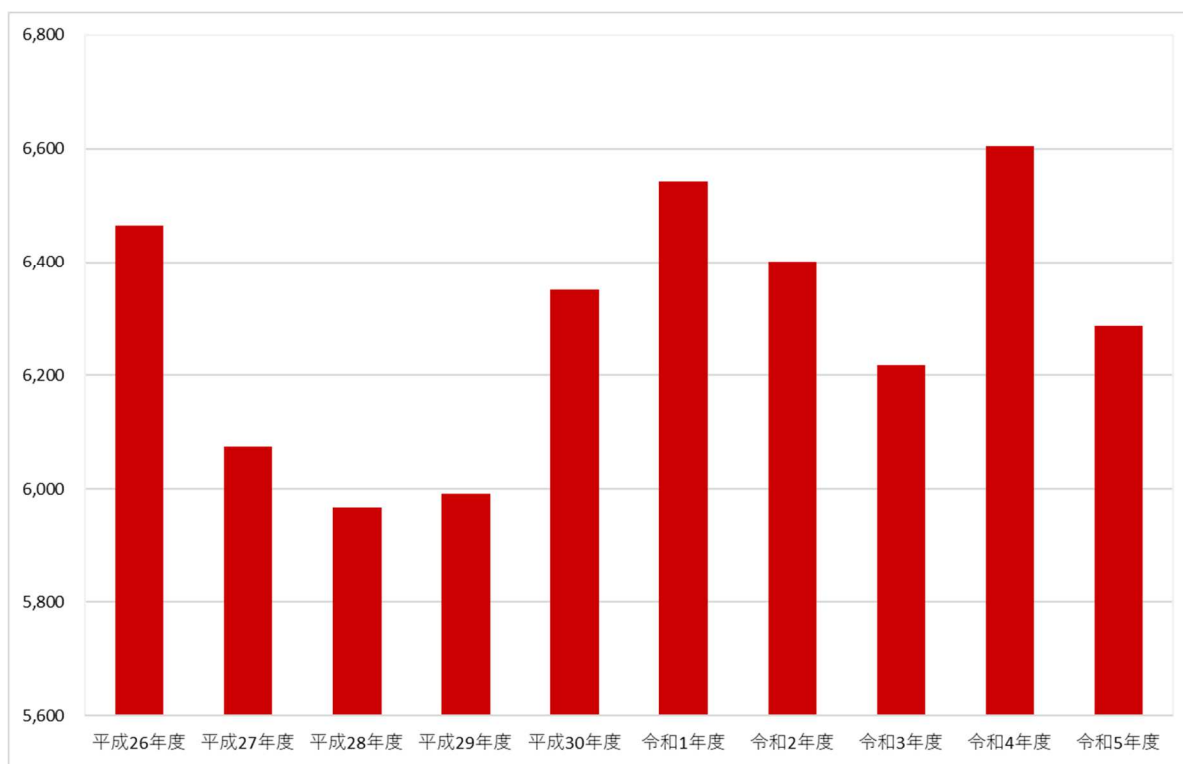


図 14 最終処分量の推移

5. ごみ処理に関する組織体制および処理経費

(1) ごみ処理の組織体制

本市の組織体制は次のとおりである。

生活産業部環境衛生課	環境係	し尿・浄化槽汚泥を除く一般廃棄物についてのこと
	衛生係	し尿・浄化槽汚泥についてのこと
	業務係	ふれ愛収集についてのこと 公共施設の営繕業務についてのこと クリーン活動等の廃棄物の収集運搬についてのこと

(2) ごみ処理経費

本市におけるごみ処理経費の実績は、表 19 に示すとおりである。

表 19-1 ごみ処理経費の実績

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
処理・維持管理費	人件費 (千円)	108,053	113,818	75,371	83,084	96,590	103,023	115,259	106,375	106,726	98,587
	収集運搬費 (千円)	785,980	793,049	815,130	824,684	834,517	851,207	864,997	865,116	871,420	889,556
	中間処理費 (千円)	71,941	71,635	66,272	68,071	69,518	70,990	80,165	78,338	78,160	75,869
	組合分担金 (千円)	656,805	696,288	810,430	824,429	822,849	855,893	872,627	915,235	1,007,746	996,240
	小計 (千円)	1,622,779	1,674,790	1,767,203	1,800,268	1,823,474	1,881,113	1,933,048	1,965,064	2,064,052	2,060,252
建設改良費	組合分担金 (千円)	125,661	81,559	395	0	1,265	3,421	1,404	42,003	52,340	92,363
	その他 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	(千円)	38,455	59,604	59,107	137,578	353,406	86,345	29,328	86,923	88,740	104,113
合計	(千円)	1,786,895	1,815,953	1,826,705	1,937,846	2,178,145	1,970,879	1,963,780	2,093,990	2,205,132	2,256,728

表 19-2 ごみ処理手数料の実績

(単位：千円)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
市指定ごみ袋	110,965	106,704	57,836	57,624	61,697	67,383	63,245	70,801	70,761	75,636
粗大ごみ	9,593	10,187	10,003	10,514	12,475	12,865	15,621	14,832	13,084	13,104
合計	120,558	116,891	67,839	68,138	74,172	80,248	78,866	85,633	83,845	88,740

6. 大阪府内自治体との比較

(1) ごみ一人一日平均排出量(原単位)

「一般廃棄物処理事業実態調査（令和4年度、環境省）」において、本市のごみ原単位は1,351.3g/人・日、であり、大阪府平均（899.2g/人・日）より高くなっている。

(2) リサイクル率

「一般廃棄物処理事業実態調査（令和4年度、環境省）」において、泉佐野市のリサイクル率は6.8%、大阪府平均（13.0%）より約7ポイント低くなっている。

7. ごみ処理の評価

一般廃棄物処理システムの分析比較については「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月）及び「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）において、構成市町の一般廃棄物処理システムについて、類似都市と比較分析を行い、現状評価を実施した。

なお、システム分析にあたっては、環境省の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」（令和4年度）を用いて実施した。

本市における一般廃棄物処理システムの評価を分析した結果は、表20及び図15に示すとおりである。

表20 本市と類似都市の比較【令和4年度】

標準的な指数		人口一人あたり ごみ排出量	廃棄物から資源回収 量（RDF除く）	廃棄物のうち最終 処分される割合	人口一人あたり年間 処理経費	最終処分減量に要する 費用
単位		kg/人・日	t/t	t/t	円/人・年	円/t
類似都市	平均	0.849	0.177	0.084	13,674	45,468
	最大	1.351	0.459	0.708	28,808	92,321
	最小	0.633	0.053	0.000	6,312	21,415
泉佐野市実績		1.351	0.068	0.137	21,589	48,904
指数値	泉佐野市	40.9	38.4	36.9	42.1	92.4
	類似都市	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

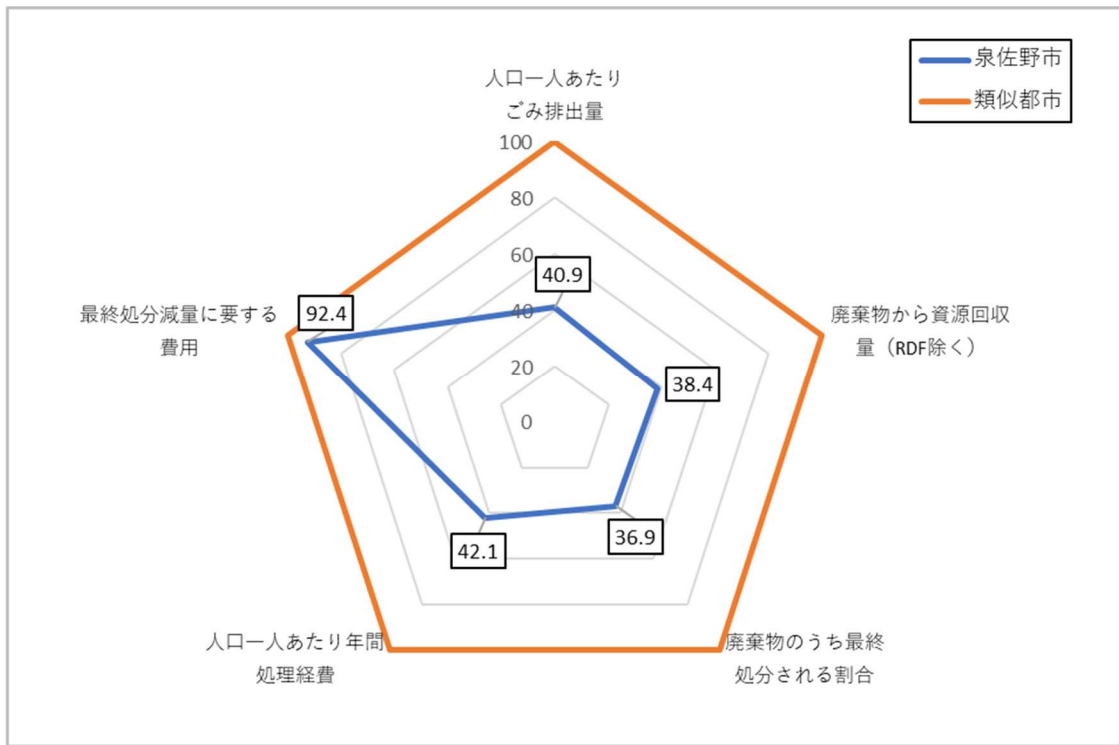


図 15 一般廃棄物処理システムの評価【令和4年度】

8. 周辺自治体の動向

「大阪府ごみ処理広域化計画」における広域ブロックの中で、施設組合は、泉州ブロックに該当している。最近の状況は、図16及び表21に示すとおりである。

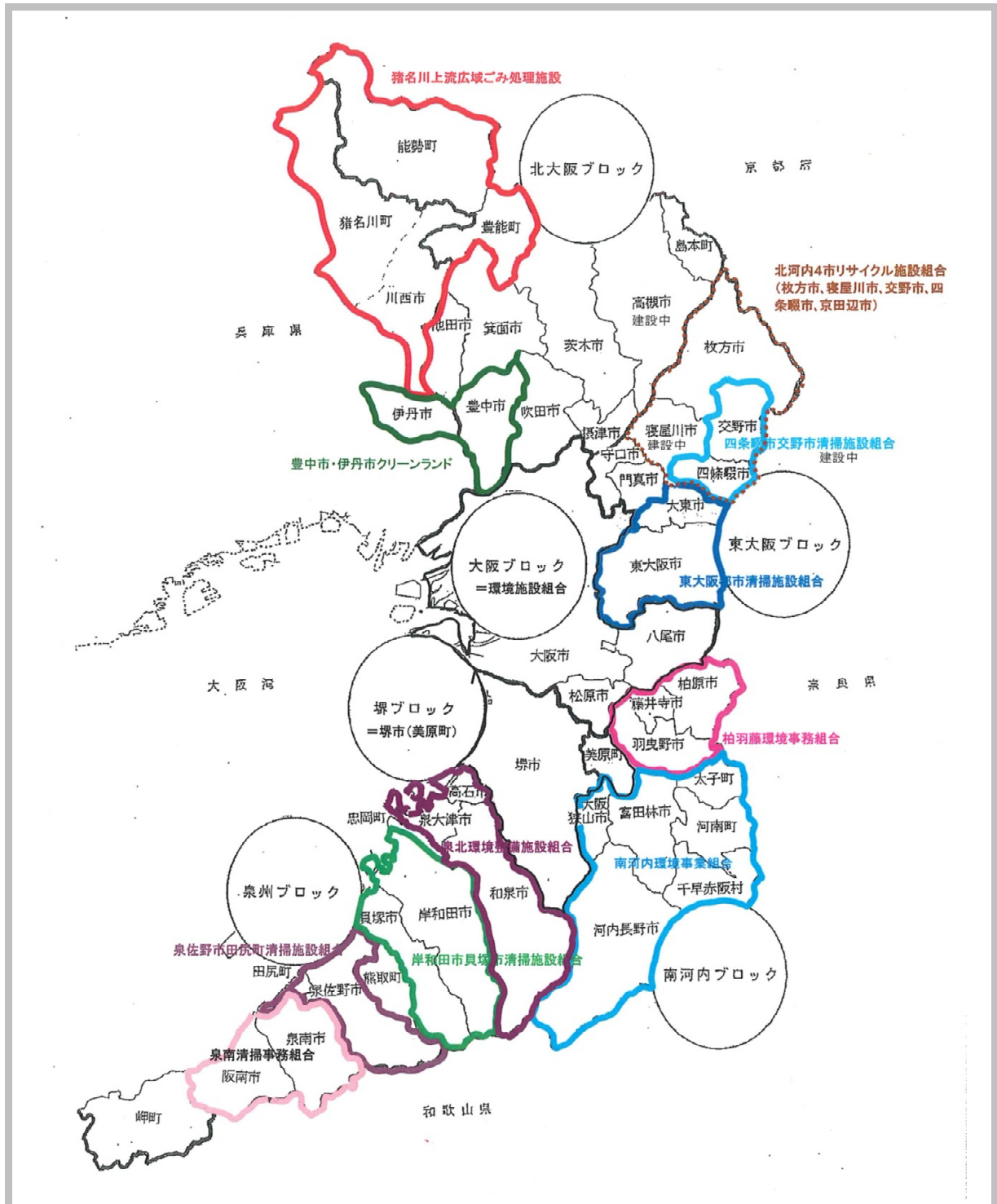


図16 大阪府のごみ処理広域化の状況

表 21 大阪府管内のごみ処理状況

	市町村名	組名	施設名称	供用開始年月	施設規模 (t/日)	炉数	
北 大 阪 ブ ロ ッ ク	豊中市	豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市伊丹市クリーンランド	2016.3	525	3	
	池田市		池田市クリーンセンター	1983.10	180	3	
	吹田市		吹田市資源環境エネルギーセンター	2010.3	480	2	
	高槻市			高槻クリーンセンター第2工場	1995.10	360	2
				高槻クリーンセンター第3工場	2019.3	150	1
	茨木市			茨木市環境衛生センター第1工場	1996.3	150	1
				茨木市環境衛生センター第2工場	1992.2	300	2
	箕面市		箕面市環境クリーンセンター	1992.3	270	2	
	摂津市			摂津市環境センター3号炉	1983.11	90	1
				摂津市環境センター4号炉	1993.9	90	1
	島本町		島本町清掃工場	1991.3	46	2	
豊能町	猪名川上流域広域ごみ処理施設組合		国崎クリーンセンター	2009.4	235	2	
能勢町							
東 大 阪 ブ ロ ッ ク	守口市		守口市クリーンセンター第4号炉	1988.3	142	1	
	枚方市			枚方市穂谷川清掃工場	1988.3	200	1
				枚方市東部清掃工場	2008.12	240	2
	寝屋川市		寝屋川市クリーンセンター焼却施設	2018.3	200	2	
	門真市			門真市クリーンセンター第4号炉	1989.3	144	1
				門真市クリーンセンター第5号炉	1996.3	156	1
	東大阪市	東大阪都市清掃施設組合		第4工場	1981.3	600	2
	大東市			第5工場	2017.3	400	2
四条畷市	四条畷市交野市清掃施設組合		四交クリーンセンター	2018.2	125	2	
交野市							
大 阪 ブ ロ ッ ク	大阪市、八尾市、松原市	大阪市、八尾市、松原市環境施設組合	住之江工場	2023.4	400	2	
			東淀工場	2010.4	400	2	
			西淀工場	1995.4	600	2	
			八尾工場	1995.4	600	2	
			平野工場	2003.4	900	2	
			鶴見工場	1990.4	600	2	
			舞洲工場	2001.5	900	2	
南 河 内 ブ ロ ッ ク	柏原市	柏羽藤環境事業組合	柏羽藤クリーンセンター	1992.4	450	3	
	羽曳野市						
	藤井寺市						
	富田林市	南河内環境事業組合		第1清掃工場	1985.7	300	2
	河内長野市						
	大阪狭山市						
	太子町						
河南町			第2清掃工場	2000.3	190	2	
千早赤坂村							
堺 ブ ロ ッ ク	堺市			堺市クリーンセンター東工場第一工場	1977.4	300	2
				堺市クリーンセンター東工場第二工場	1997.4	460	2
				堺市クリーンセンター臨海工場	2013.4	450	2
泉 州 ブ ロ ッ ク	岸和田市	岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市貝塚市クリーンセンター	2007.4	531	3	
	貝塚市						
	泉大津市	泉北環境整備施設組合		泉北クリーンセンター 1・2号炉	2003.3	300	2
	和泉市						
	高石市	泉佐野市田尻町清掃施設組合		第2事業所	1986.4	240	3
	泉佐野市						
	田尻町	泉南清掃施設組合		泉南清掃工場	1986.4	190	2
	泉南市						
	阪南市			忠岡町クリーンセンター	1986.4	30	1
忠岡町			熊取町環境センター	1992.4	61.5	2	
熊取町			岬町美化センター	1986.4	50	1	
岬町							

9. 関係法令の動向

(1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法では、適正な物質循環の確保に向け、廃棄物処理の優先順位を「発生抑制」（リデュース）→「再使用」（リユース）→「再生利用」（リサイクル）→「熱回収」→「適正処分」と定めている。

この法律を受け、循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物に関しては、リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組がより進む社会経済システムの構築を基本的方向としてめざすこととしている。取組指標を表22に示す。

表22 一般廃棄物の減量化に関する取組み指標

項目	概要
策定年月	・令和6年8月閣議決定
目標年度	・令和12年度
目標値	・1人1日当たりごみ焼却量：約580g

資料：「循環型社会形成推進基本計画」（令和6年8月）

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

基本的な方針では、一般廃棄物の減量化目標値として、表23に示す4つの指標が設定されている。

表23 一般廃棄物の減量化に関する取組み指標

項目	概要
策定年月	・平成13年5月（改正：令和5年6月）
基準年度	・平成24年度
目標年度	・令和7年度
目標値	・排出量：現状（平成24年度）に対し、令和7年度の排出量を約16%削減する。 ・再生利用率：令和9年度目標 約28% ・最終処分量：平成24年度比 約31%削減する。 ・令和7年度において1人1日当たりのごみ排出量を440g/人・日とする。

※「排出量」：計画収集量+直接搬入量+集団回収量

[出典] 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月）

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法を受けて、国からの廃棄物処理施設整備計画では、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化をめざし、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進めることを示し、重点目標としては表24に示す3つが設定されている。

表24 廃棄物処理施設整備計画における目標値

項目	概要
策定年月	・令和5年6月閣議決定
目標年度	・令和9年度
目標値	■排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施 ・ごみのリサイクル率：28% ・最終処分場の残余年数：令和2年度水準（22年分）を維持 ■焼却時に高効率な発電を実施し、回収エネルギー量を確保 ・期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：22%

料：「廃棄物処理施設整備計画」（令和5年6月）

(4) 大阪府ごみ処理広域化計画

大阪府では、令和1年8月に「大阪府ごみ処理広域化計画」が策定されている。

この広域化計画では、広域化・集約化の必要性・メリットとして①人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応、②災害対策等の強化、③老朽化するごみ焼却施設の更新等、④ごみ処理事業のコスト縮減、⑤効率的な熱回収の推進、⑥リサイクルの推進の6項目が掲げられている。

(5) 大阪府循環型社会推進計画

大阪府では、府民、事業者、行政が連携・協働し、めざすべき循環型社会を構築するため、大阪府循環型社会推進計画を平成28年6月に策定した。本計画の推進により、各主体の3Rに対する認識が深まり、自主的な取組みがより一層進展するよう取り組む。

その計画において、一般廃棄物(ごみ)の目標として表25に示すように設定している。

表25 一般廃棄物(ごみ)の目標

項目	概要
目標年	・令和7年度
目標値	<ul style="list-style-type: none"> ■排出量：一般廃棄物排出量(事業系を含む) R1 308万トン → R7 276万トン ■再生利用率：排出量のうち再生利用される量の割合 R1 13.0% → R7 17.7% ■最終処分量：焼却等の処理を経て、最終的に埋立処分される量 R1 37万トン → R7 31万トン ■1人1日当たりの生活系ごみ排出量：家庭から排出される生活系ごみのうち、集団回収量と資源ごみ排出量を除き、1人1日当たりの排出量として表した量 R1 450g/人・日 → R7 400g/人・日 ■容器包装プラスチック(一般廃棄物) 排出量：R1 24万トン → R7 21万トン 再生利用率：R1 27% → R7 50%

資料：「大阪府循環型社会推進計画」(令和3年3月)

10. ごみ処理に関する課題

これまでの本市のごみ処理に関して、現状における問題点・課題を排出から処理・処分の段階ごとに以下のとおり整理した。

(1) ごみの排出・リサイクルに関する事項

本市のごみ排出量は、平成18年度のごみ有料化以来平成27年度までは減少が続いたが、インバウンドによるりんくうタウン地区を中心とした事業系ごみの増加もあり、令和28年度には微増となった。それ以降は、平成30年度の台風21号やコロナの影響により排出量増減の分析には難しいところがあるが、令和元年度をピークに令和5年度まで概ね減少傾向が継続している。

今後、人口は減少していくと予想され、ごみ排出量も増加に転じることはないと考えられる。しかしながら、本市の特色として、世帯数は増加傾向にあること、事業系ごみの占める割合が高いこと、インバウンドの回復とそれに伴う事業活動の活性化など、これらの要素を勘案すると、分別やリサイクルに対する啓発、特に事業系ごみについては不適切な処理に対する指導など、引き続きなお一層の努力、取組が必要である。

(2) 中間処理に関する事項

施設組合のごみ処理施設は、稼働開始から約40年以上が経過し著しく老朽化が進んでいる。ごみ処理を安定的に継続していくため、令和15年度の供用開始に向けて、新ごみ処理施設整備事業を進めているところである。それまでの間は現施設での処理となるため、新施設整備を遅れることなく着実に進めるとともに、現施設に対しては適宜必要な補修を行うこと、そして安全かつ可能な限り効率的な運転を行うことが必要となる。

(3) 最終処分に関する事項

本市で発生する焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場にて最終処分を委託しているが、今後とも安定的かつ継続的な最終処分を継続するためには、最終処分量をより減少させていく必要がある。

1. ごみ処理の基本方針

基本方針

発生抑制・循環型利用・適正処分の推進

国においては、循環型社会形成推進基本法の制定により従来の処理・処分を中心としたシステムから一歩踏み出し、ごみを減量し有効利用を図っていくシステムである「循環型社会」の形成を目標としている。

これらを踏まえ、本市では、ごみの減量や資源化に取り組んでいるところであり、今後とも、循環型社会を形成するためには、住民・事業者・行政が協働して、国が推進している3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことが必要である。

さらに、ごみとして出されたものについては、適正処理をすることで有効利用を進め、埋立物を最小化することが、地域の環境保全に寄与することとなる。

基本方針『発生抑制・循環型利用・適正処分の推進』に沿って、住民ならびに事業者の意識を高めることで、資源を大切に使い、そしてリサイクルを促進し、適正処理・処分を進めていくものとする。

2. 人口及びごみ排出量の予測

(1) 人口及びごみ排出量の予測方法

人口及びごみ排出量の将来推計は、図 17 に示す方法で算出した。

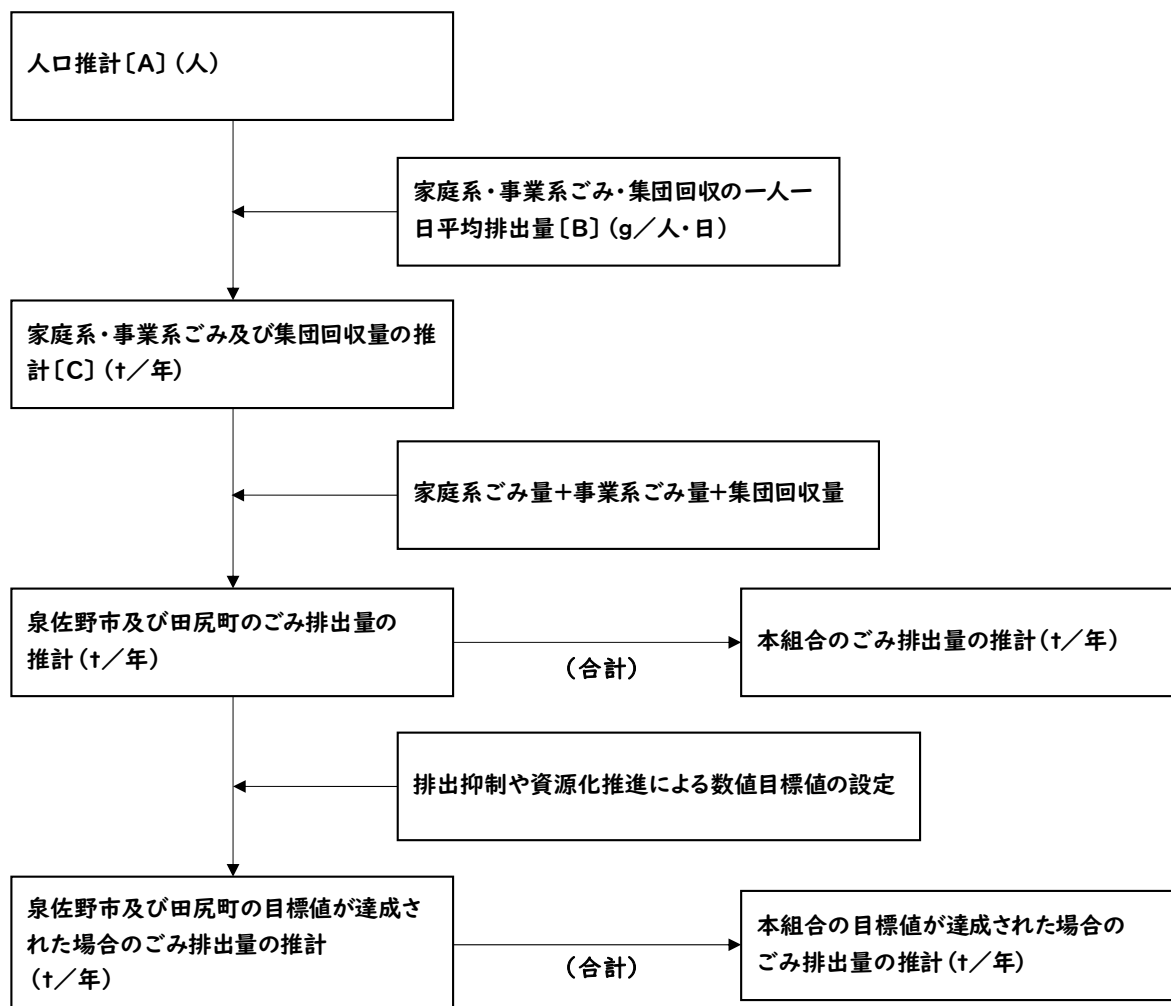


図 17 人口及びごみ排出量の将来推計の方法

(2) 人口の予測

人口の推計に関しては、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年に公表した人口に基づく。その推移は図18に示すとおりである。

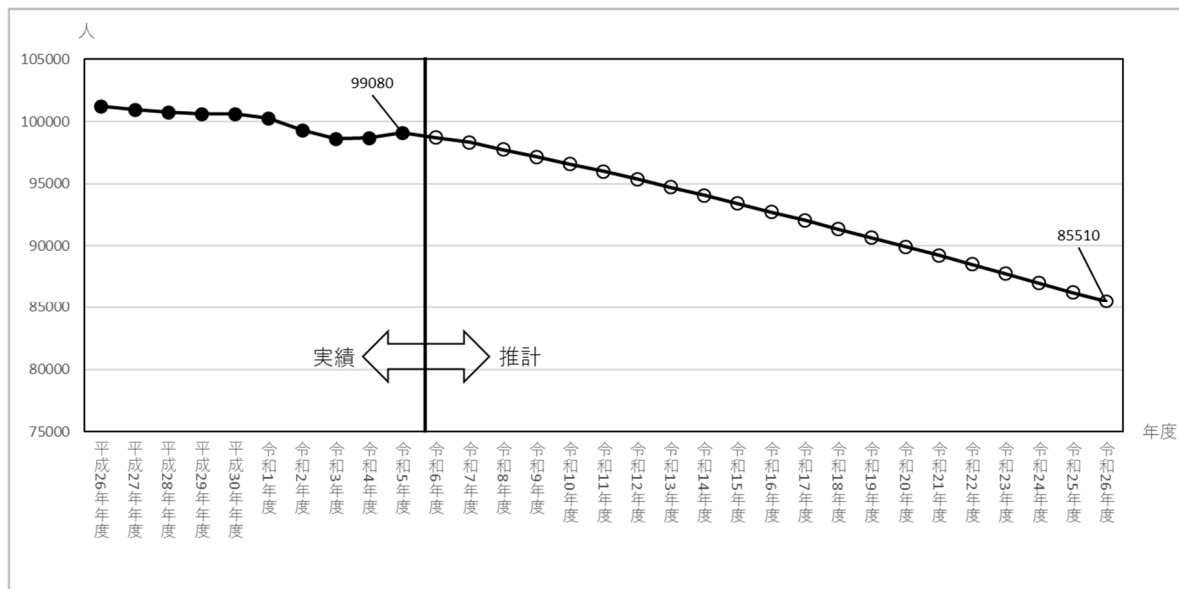


図18 人口の推移

(3) ごみ排出量及び処理量の見込み（単純推計）

単純推計でのごみ排出量及び処理量は、表 26 及び図 19 に示すとおりである。

表 26 ごみ排出量及び処理量の見込み（単純推計）

	単位	実績		予測（単純推計）		
		平成24年度	令和5年度	令和8年度	令和11年度	令和14年度
行政区域内人口	(人)	102,059	99,080	97,751	95,973	94,053
収集ごみ	可燃ごみ (t/年)	30,520.30	28,616.62	28,834.79	28,310.31	27,743.94
	資源ごみ (t/年)	2,390.66	2,661.33	2,798.32	2,747.40	2,692.45
	粗大ごみ (t/年)	681.00	636.62	679.69	667.32	653.97
	計 (t/年)	33,591.96	31,914.57	32,312.80	31,725.03	31,090.36
一般搬入ごみ	可燃ごみ (t/年)	10,220.91	11,437.65	11,253.55	11,048.86	10,827.82
	資源ごみ (t/年)	29.93	9.77	6.78	5.60	4.12
	粗大ごみ (t/年)	1,963.62	2,367.33	2,329.49	2,287.12	2,241.36
	計 (t/年)	12,214.46	13,814.75	13,589.82	13,341.58	13,073.30
集団回収を除く合計	(t/年)	45,806.42	45,729.32	45,902.62	45,066.61	44,163.66
集団回収	(t/年)	816.56	405.62	230.84	129.96	68.66
総排出量	(t/年)	46,622.98	46,134.94	46,133.46	45,196.57	44,232.32
[対H24排出量比]	(%)	100.0%	99.0%	99.0%	96.9%	94.9%
リサイクル量	(t/年)	3280.71	3,134.04	3,080.42	2,926.74	2,808.27
リサイクル率	(%)	7.0%	6.8%	6.7%	6.5%	6.3%
最終処分量	(t/年)	5,937.89	6,308.18	6,099.30	5,977.07	5,844.96
[対総排出量比]	(%)	12.7%	13.7%	13.2%	13.2%	13.2%

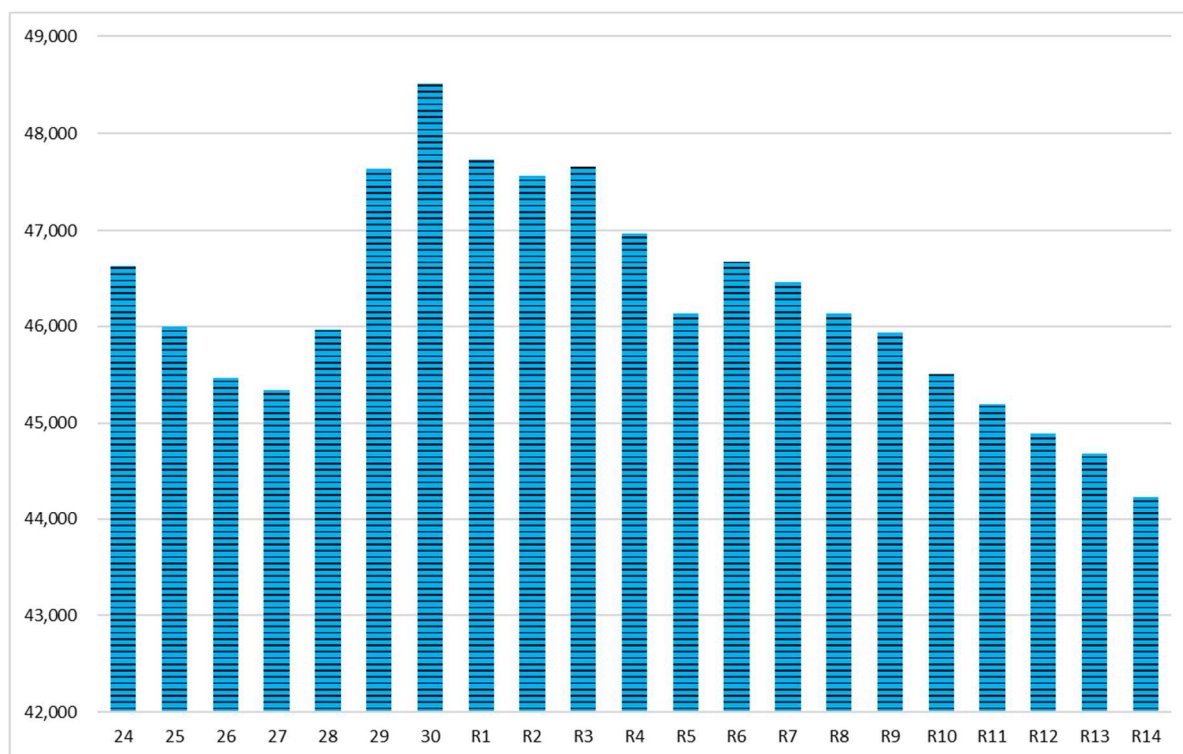


図 19 ごみ排出量の推移（単純推計）

3. 計画の目標

(1) 目標値の設定

本市の目標値は、国及び大阪府の基本目標等を踏まえた上で設定する必要がある。国や大阪府の目標値は、表 27 に示すとおりである。

表 27 国及び大阪府の目標値

	国（環境省）			大阪府
	廃棄物処理法の基本方針	循環型社会推進基本計画	廃棄物処理施設整備計画	大阪府循環型社会推進委計画
策定年月	令和 5 年 6 月	平成30年 6 月	令和 5 年 6 月	令和 3 年 3 月
目標年度	令和 7 年度	令和 7 年度	令和 9 年度	令和 7 年度
項目	①一般廃棄物排出量 平成24年度比 約16%削減	①1人1日当たりのごみ排出量 =約850g/人・日	①リサイクル率 28%	①一般廃棄物排出量 (事業系を含む) R1 308万トン → 276万トン
	②再生利用率 令和9年度目標 約28%	②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (集団回収量・資源ごみ等を除いた値) 約440g/人・日	②一般廃棄物最終処分場の残余年数 令和2年度の水準 (22年分)を維持する	1人1日あたりの生活系ごみ排出量 (集団回収・資源ごみ排出量を除く) R1 450g/人・日 →R7 400g/人・日
	③最終処分量 平成24年度比 約31%削減	③令和12年度目標 家庭系食品ロス量 平成12年度の半減	③ごみ処理施設の発電効率の平均値 22%	②再生利用率 R1 13.0% →R7 17.7%
	④1人1日当たりのごみの排出量 約440g/人・日	④事業系食品ロス量 サプライチェーン全体で平成12年度の半減	④廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合 46%	③最終処分量 R1 37万トン → R7 31万トン
				④容器包装プラスチック (一般廃棄物) 排出量 R1 24万トン → R7 21万トン 再生利用率 R1 27% → R7 50%

国 : 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年1月 環境省)
大阪府 : 大阪府循環型社会推進計画(令和3年3月 大阪府)

10. ごみ処理に対する課題(1) ごみ排出・リサイクルに関する事項、及び表27に示す国・府の目標値を踏まえ、本計画の目標は次のとおりとする。

- 事業系可燃ごみ(直接搬入)を平成24年度実績から10%削減する。
- 家庭系可燃ごみ(収集)を平成24年度実績から10%削減する。(1人1日あたりの排出量(集団回収・資源ごみ排出量を除く)を400g/人・日以下とする。)

本市の特色として事業系ごみの占める割合が高いことを挙げたが、中でも直接搬入量の大半が事業系の可燃ごみであり、その対策は本市の大きなテーマである。前計画でもその削減を目標の一つとして設定し、従前から施設組合搬入時に抜き打ちでダンピング調査を実施するなどして啓発指導に努めてきたが、いまだ目標達成には至っていない。そこで、本計画においても引き続き事業系ごみの削減を目標の一つとして掲げ、これまでのダンピング調査に加え、本人確認や本市と施設組合との情報連携、施設組合での搬入物の確認、不適正な搬入に対する指導、これらに携わるスタッフの研修教育など取組を強化し、目標達成を目指す。

本市のもう一つの特色として、人口は減少傾向にあるが、世帯数は増加していることが挙げられる。新しい世帯に対する啓発が不十分であれば、これまで進めてきた分別・リサイクルの取り組みが後退することになる。また、表16に示す焼却施設におけるごみ質分析結果からも、可燃ごみの中にはなお資源化ごみが含まれていると考えられる。そのため、家庭系可燃ごみの減量化をいま一つの目標とし、単身者、若い世代、転入者、外国人にも届くように、なお引き続き分別・リサイクルに対する啓発を行っていくことで、目標達成を目指す。

(2) ごみ排出量の見込み(目標値)

目標値を達成した場合のごみ排出量及び処理量の見込みは、表28及び図20に示すとおりである。

しかしながら、景気の変動は無論のこと、人口の増減によって将来のごみ排出量も大きく影響をうける可能性もあるため、その際には、本計画の見直しが必要である。

表 28 ごみ排出量及び処理量の見込み（目標推計）

		単位	実績	予測（目標推計）
			H24	R15
行政区域内人口		（人）	102,059	94,053
収集 ごみ	可燃ごみ	（t/年）	30,520.56	27,325.79
	資源ごみ	（t/年）	2,390.43	2,692.45
	粗大ごみ	（t/年）	681.33	653.97
	計	（t/年）	33,592.32	30,672.22
直接 搬入 ごみ	可燃ごみ	（t/年）	10,220.70	9,370.81
	資源ごみ	（t/年）	29.80	4.12
	粗大ごみ	（t/年）	1,963.53	2,241.36
	計	（t/年）	12,214.53	11,616.29
総排出量		（t/年）	45,806.35	42,288.51
[対 H24 排出量比]			100.0%	92.3%
事業系可燃ごみ（直接搬入）		（t/年）	9,208.95	8,288.06
[対 H24 排出量比]			100.0%	90.0%
家庭系可燃ごみ（収集）		（t/年）	14,844.36	13,359.93
[対 H24 排出量比]			100.0%	90.0%
同原単位（除資源・集団回収）		（g/人・日）	398.49	389.17
			100.0%	97.7%

4. 施策の体系

本市において、基本方針の「発生抑制・循環型利用・適正処分の推進」を柱とした施策を展開していくものとする。施策の体系は、図 21 に示すとおりである。

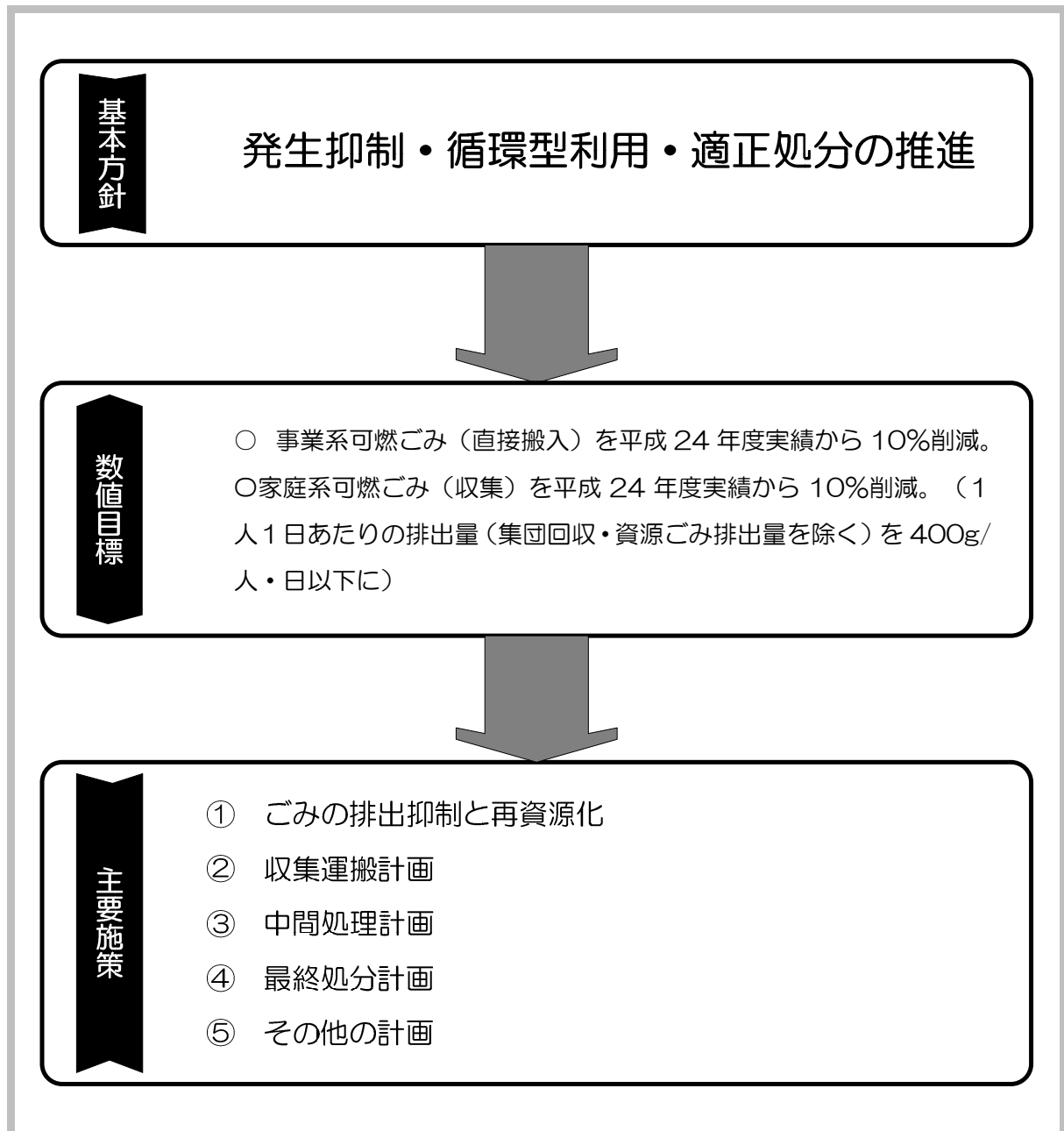


図 21 施策の体系

5. 主要施策と住民・事業者の取り組み

(1) ごみの排出抑制と資源化

ごみの排出抑制と資源化の目標については「3. 計画の目標、(1)目標値の設定」(p41)に示しているが、それ以外で目標達成のための取り組みとして、下記に示すとおりを実施していくものとする。

α.住民の役割

住民は、廃棄物処理法において「ごみの減量その他その適正な処理に関し、国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされている。また、住民の意識改革は、排出抑制や資源化を推進するには必要不可欠なものである。

住民にできる排出抑制や資源化の方法は、表 29 に示すとおりである。

表 29 住民が実施する施策一覧

住 民	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活におけるごみ減量方法 <ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品など安易な購入の見直し ・再生品の積極的な購入 ・リサイクルしやすい商品の購入 ・詰め替え商品の積極的な購入 ・過剰包装の商品を購入しない、簡易包装の要請 ・買い物袋の持参 ・長期間利用可能な製品の購入 ・故障したら修理し、できるだけ長く使用 ・リサイクルショップの利用 ・フリーマーケットアプリ等の積極的な利用 ○ごみとしない資源物 <ul style="list-style-type: none"> ・店頭回収の利用 ・堆肥化容器やごみ処理機等の積極的な利用 ・家庭内でできる有効利用方法の検討 ・分別収集への協力 ・小型充電式電池の拠点回収の利用 ・廃食用油拠点回収の利用 ○地域での取り組みへの参加 <ul style="list-style-type: none"> ・集団回収の積極的な参加 ・フリーマーケットやバザー等の利用 ○行政施策への協力・参加 <ul style="list-style-type: none"> ・住民どうしの情報交換 ・行政指導の理解と協力 ・行政が主催する企画への参加
--------	---

b.事業者の役割

事業者は、廃棄物処理法において「事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、再利用等によりその減量に努めるとともに、ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力する責務を有すること」とされている。

事業者の排出抑制や資源化の方法は、表 30 に示すとおりである。

表 30 事業者が実施する施策一覧

事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ減量の工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物のでにくい商品企画設計 ・使用済み商品の再使用及び再生利用 ・従業員の意識改革 ○生ごみの堆肥化実施 ○長期間利用可能な製品の購入 ○紙等の有効利用促進 ○事業所内の資源物の資源化回収ルートを確立し、分別の徹底 ○再生品の積極的な利用 ○再生利用可能な製品の開発・材質表示 ○再生利用可能な梱包材の使用 ○再生品の生産・販売の拡大、技術開発 ○長期間使用可能な製品の開発、アフターケアの体制づくり ○過剰包装の自粛 ○資源回収方法や回収ルートの確立 ○簡易包装の推進 ○買い物袋の持参に対するサービス体制づくり ○店頭回収の実施 ○リサイクル可能な商品の販売や詰め替え商品の積極的な販売 ○家電リサイクル法に伴う家電製品の受入及び処理態勢の確立 ○分別収集の協力 ○行政施策の協力
-----	--

c.行政の役割

行政（本市及び施設組合）は、住民及び事業者に対して意識改革を進めるために、それらを支援する施策や啓発活動を行うものとし、排出されたごみを自らごみを排出するものとして、率先してごみの排出抑制や資源化に取り組むものとする。

行政の排出抑制や資源化の方法は、表 31 に示すとおりである。

表 31 行政が実施する施策一覧

行政	<ul style="list-style-type: none"> ○『発生抑制・循環型利用・適正処分の推進』の遂行 ○ごみ搬入者及び許可業者に対するごみ分別徹底指導 ○生ごみ処理機器の購入助成 ○民間リサイクル業者の紹介 ○ごみ処理発生状況や費用等（各種データの客観的な情報公開） ○パンフレット、ポスターによる住民啓発活動 ○住民参加型の体験学習等の催し開催 ○事業者に対するごみ減量の指導 ○事業者に対しての再生品製造の啓発 ○グリーン購入の推進 ○資源団体回収の周知 ○店頭回収の推進 ○拠点回収の確立による再資源化及び適正処理の推進 ○分別収集体制の確立及び適正処理の実施 ○循環型社会構築のための施設整備 ○住民や事業者とのネットワークづくり ○商店・企業へのごみ減量化の要請 ○庁舎内のごみ減量化対策の実施 ○庁舎内での積極的な再生品の利用 ○展開調査（ダンピング調査）の更なる強化 ○サーキュラーエコノミーによる廃棄物の再資源化の推進
----	---

(2) 収集運搬計画

a. 基本方針

4. ごみ処理の状況(1) 収集・運搬 に示した現行の体制により、将来に渡って継続的かつ安定的な収集運搬を行うことを基本とする。

加えて、これまで民間事業者と連携した資源回収や小型充電式電池の拠点回収などにも取り組んできたところであるが、更なる再資源化の推進、市民サービスの向上、生活環境の改善に繋がる手法については、常に研究、検討を継続していく。

b. 収集区域の範囲

収集区域は、泉佐野市全域とする。(関西国際空港島、貝塚市への事務委託区域を除く。)

c. 収集運搬の方法

収集運搬の方法は、現状どおりとする。

d. 収集運搬量

本市の収集運搬量は、表28に示すとおりである。

e. 収集運搬に関する施策

施策1 収集方式

現在、家庭系可燃ごみ及び資源ごみについては、原則ステーション方式により収集を行っている。高齢等の事由によりごみ出し場所までごみを運ぶことが困難な世帯については、市職員が戸別にごみを収集、併せて安否確認も可能な「ふれ愛収集」制度を設けている。今後高齢化は避けられず、一方でステーション方式を全て戸別収集とするには収集・運搬経費増大の問題があるため、これらの解決策として「ふれ愛収集」の継続、拡大を行っていく。

施策2 分別徹底の啓発・指導

処理施設で安定的に継続してごみ処理を行っていくためには、排出者によるごみの適切な分別が不可欠である。しかしながら、近年、小型充電式電池が原因とみられる収集運搬車両や処理施設の火災事故がたびたび報道でも取り上げられている。ひとたび火災となれば、長期間に渡って処理施設が稼働できないような例もあり、市民の生活環境に及ぼす影響は甚大である。小型充電式電池については行政窓口での拠点回収を開始し、取り扱い窓口の充実に向けて取り組んでいるところであるが、

カセットボンベや使い捨てライター等も含めて発火の危険性があるものについては重点的に、収集運搬業者や施設組合とも連携し、広報やホームページ、小学生の施設見学時などあらゆる機会を利用して啓発・指導を強化し、事故防止に努めていく。

(3) 中間処理計画

a. 基本方針

中間処理は、収集・運搬されたごみを減量化・資源化・安定化し、最終処分場への負荷を軽減するために行われ、ごみ処理の中では最も重要な過程である。

今後ともごみ処理が安全かつ安定的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行っていくものとする。

b. 中間処理の方法及び量

図10、及び4. ごみ処理の状況(2) 中間処理 に示すとおり、本市の中間処理の要は施設組合第二事業所であり、主に可燃ごみ及び粗大ごみの処理を行っている。可燃ごみは焼却し、粗大ごみは破碎・選別のうえ可燃性のものは焼却、破碎・選別のうえ取り出した資源物及び別途搬入される紙類・古着については、売却ないし資源化可能な民間処理施設で処理、焼却残渣はフェニックスで最終処分を行っている。

施設組合に搬入されない資源ごみについては、民間処理施設で必要な中間処理を行ったうえ資源化される。

表32 泉佐野市における中間処理量の見込み(目標)

	実績	予測(目標)
	H24	R15
中間処理量	47,589.64	43,313.98
焼却処理	44,945.02	40,598.58
破碎・選別処理(粗大ごみ)	2,644.62	2,715.40
中間処理量(市資源ごみ)	2,420.59	2,856.53

※「焼却処理」には、し尿処理汚泥や他の中間処理施設からの可燃残渣も含む。

c. 中間処理に関する施策

施策Ⅰ 新ごみ処理施設の整備推進

10. ごみ処理に関する課題(2) 中間処理に関する事項に記載したとおり、施設組合のごみ処理施設老朽化に対する根本的な対策として、新ごみ処理施設の整備を行う。新施設は、これまでの泉佐野市及び田尻町に熊取町を加えた1市2町のごみを処理する施設、供用開始は令和15年度、旧泉佐野コスモポリス用地を予定地とする。

これまでに、立地アセスメント業務、施設整備基本構想作成業務、循環型社会形成推進基本計画作成業務(1期・2期)、基本設計及び環境影響評価等業務(環境影響評価については事後評価を除いて終了)、地質調査業務、住民説明会の実施、要求水準書作成業務等の必要な手順を経て、今後は都市計画決定手続き、そして事業者の選定手続きと、供用開始に向けて着実に進めていく。

(4) 最終処分計画

a.基本方針

現在、施設組合の焼却施設から発生した焼却残渣は、フェニックスで処分を委託している。今後も継続していくものとする。

b.最終処分の方法及び量

最終処分の方法は、現状と同様に行うものとする。

泉佐野市の最終処分量（表 33）は、今後減少する見込みである。

表 33 泉佐野市の最終処分量の見込み（目標）

	実績	予測（目標）
	H24	R15
中間処理量	5, 937.89	5,562.01

c.最終処分に関する施策

施策Ⅰ 安定的な最終処分の継続

施設組合の焼却施設から発生する焼却残渣は、フェニックスの最終処分場にて処分されているが、今後継続的に処分するためには、ごみの減量化及び資源化を図ることが不可欠としている。

従って、今後も適正処分を継続するとともに、最終処分量を削減するため、可燃ごみの排出者である住民や事業者の分別徹底を啓発・指導するとともに、施設組合の処理施設での減量化を引き続き行っていくこととする。

(5) その他の計画

a. 災害廃棄物対策

災害時に発生する廃棄物に関しては、地域防災計画などの防災に関する計画と整合を図りつつ、災害廃棄物処理計画を整備し、災害時の円滑な広域的処理体制の構築を図るため、構成市町及び大阪府・近隣自治体との緊密な連携を図っていくとともに、より効果的で具体的な対策を講じる必要がある。

b. 施策推進のための体制づくり

廃棄物処理法では、市町村における一般廃棄物の減量対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の制度が設けられている。また、地域の廃棄物減量等推進員については、地域の一般廃棄物減量、再生利用の促進を図っていくためのリーダーとしての役割が求められている。

今後、ごみ処理について住民や事業者等の協力によるさらなるごみ減量や資源化の推進のため、施設組合及び田尻町との三者協働体制の構築を検討していくものとする。

c. 事業者への協力

廃棄物の元となる製品、流通容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、ごみを減量するため、自主回収ルートの確立、ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設整備について、施設組合及び田尻町と連携の上、関係各機関との調整を図るものとする。

d. 廃棄物再生事業者の協力

本市から排出されるごみの減量や再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠である。従って、必要に応じて協力できるような体制を構築していくものとする。

e. 不法投棄対策

近年の不法投棄増加による環境への悪影響は全国的な社会的問題であり、不法投棄場所のみではなく、その周辺地域の環境破壊が懸念されている。

そのため、不法投棄防止に関する取り組みは、各種啓発パンフレットの配布や防止看板を提供し、廃棄物を捨てにくい環境をつくることにより、不法投棄防止の普及啓発を図るものとする。地元住民や警察等関係機関と連携してパトロールを実施していくものとする。

f.木質バイオマス発電について

令和7年度に新設予定となる木質バイオマスガス発電施設において、森林整備事業により残置されていた間伐材を、チップ化後、乾燥させる工程において発生したガスを利用することによって発電された電気を、一般財団法人泉佐野電力へ売電し公共施設へ供給することを目的としている。

g.サーキュラーエコノミーの推進

再資源化率の目標達成に向け、令和6年度から開始しているサーキュラーエコノミーへの移行を目的とするサーキュラーエコノミー推進実証事業を引き続き行うことによって、市民へのごみに対する意識改善を促し、廃棄物の有用可能性を検証しつつ、ごみの減量化及び再資源化の達成を目指していくものとする。

h.計画の進行管理

計画における目標を達成するためには、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要がある。

また、廃棄物を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられる。そのため、計画の進捗状況はP D C Aサイクルなどを用いて点検する。

点検は、数値目標の進捗状況の分析・評価を行い、問題点について整理する。これにより課題を明確に把握し、取組に反映させるとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

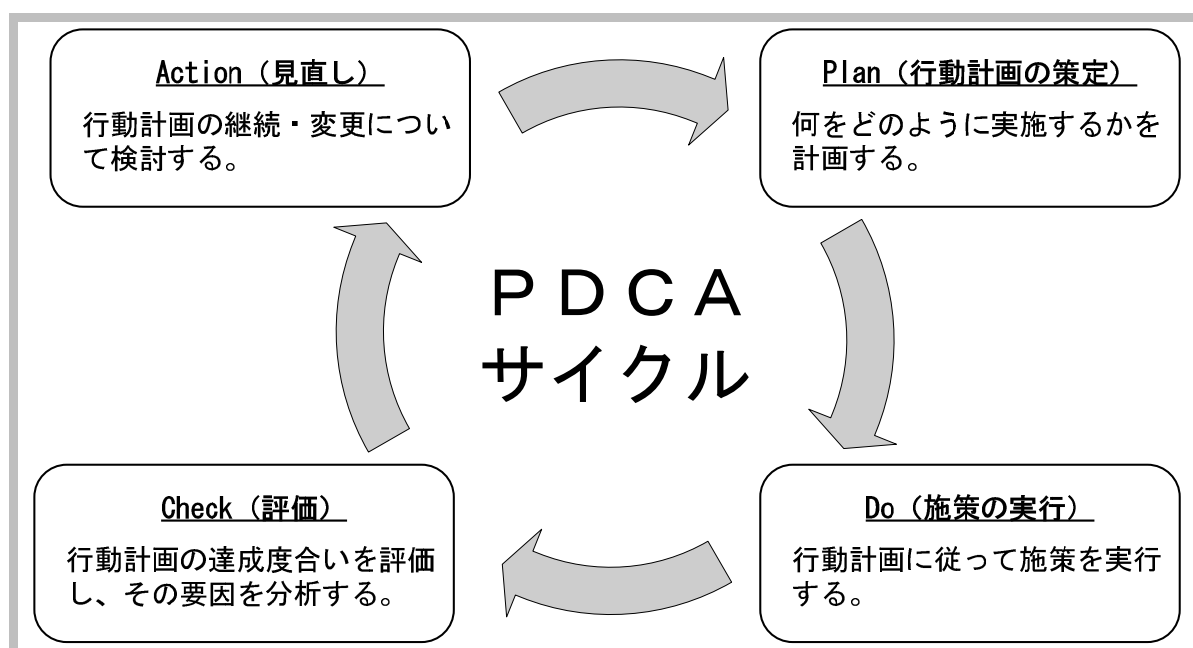


図 22 PDCAサイクル(イメージ図)

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

令和8年3月 策定



世界に羽ばたく国際都市

泉佐野市

IZUMISANO CITY

〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東一丁目1番1号

電話 072-429-9289
